

令和7年度 第4回

八王子市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会

次第

令和8年(2026年)2月16日(月)
午後1時00分～3時00分
八王子市保健所 502会議室

1. 開 会

2. 議 題

第4期地域福祉計画の中間見直しに向けて

3. その他

4. 閉 会

【配付資料】

- ・次第
- ・【資料1】第4期地域福祉計画の中間見直しに向けて
- ・【資料1-2】(厚生労働省)重層的支援体制整備事業について
- ・【資料2】第4期八王子市地域福祉計画中間見直しに関する意識調査 調査項目(案)
- ・第4期 八王子市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会委員名簿(R7.4.1時点)

第4期地域福祉計画の中間見直しに向けて

令和8年（2026年）2月16日
地域福祉専門分科会
福祉部福祉政策課

本日の流れ

1 はじめに

2 議題

第4期地域福祉計画の中間見直しについて

- ・見直しの考え方や現状を踏まえ、中間見直しの方向性や重視する点を議論し、地域福祉専門分科会としての意見をまとめる。

3 報告事項

中間見直しに向けた意識調査の実施について

第4期地域福祉計画の概要



第4期地域福祉計画

【基本目標】

だれもが、地域の中で、共に支えあい、安心して、
元気で生き活きと暮らすことができるまちづくり

【めざす姿】

“市民力・地域力” 地域における つながりあい

地域共生社会の実現を目指し、福祉分野の計画として、
地域と行政が一体となって一人ひとりの暮らしを支援する
「包括的な支援体制」の構築を図る

中間見直しの基本的な考え方

計画策定時の理念や方向性を踏まえつつ、進捗状況と社会環境の変化を確認し、必要な修正を行うことで、残り計画期間（後期3年間）で実効性を高めていく。

【前提】

基本目標や目指す姿は維持

重点施策や取組内容を必要に応じて修正

【見直しの視点】

- (1) 施策・事業の進捗状況から事業内容や評価指標等の変更が必要となるもの
- (2) 地域を取り巻く環境や課題の変化（想定していなかった課題の顕在化）等から変更が必要となるもの
- (3) 国や都の制度改正により事業の変更が必要となるもの
- (4) 他の関連計画の改定に合わせ、整合を図ることが必要となるもの

地域福祉計画とは

- (1) 社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」で 地域福祉の推進に関する事項を示すもの。(努力義務)
- (2) 同条の規定により、以下の5つを盛り込むべき事項としている。
- ① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉、その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - ② 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項
 - ③ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - ④ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - ⑤ 包括的な支援体制の整備に関する事項

自治体の責務

社会福祉法 第106条の3 (包括的な支援体制の整備)

市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

包括的な支援体制の整備は、
努力義務

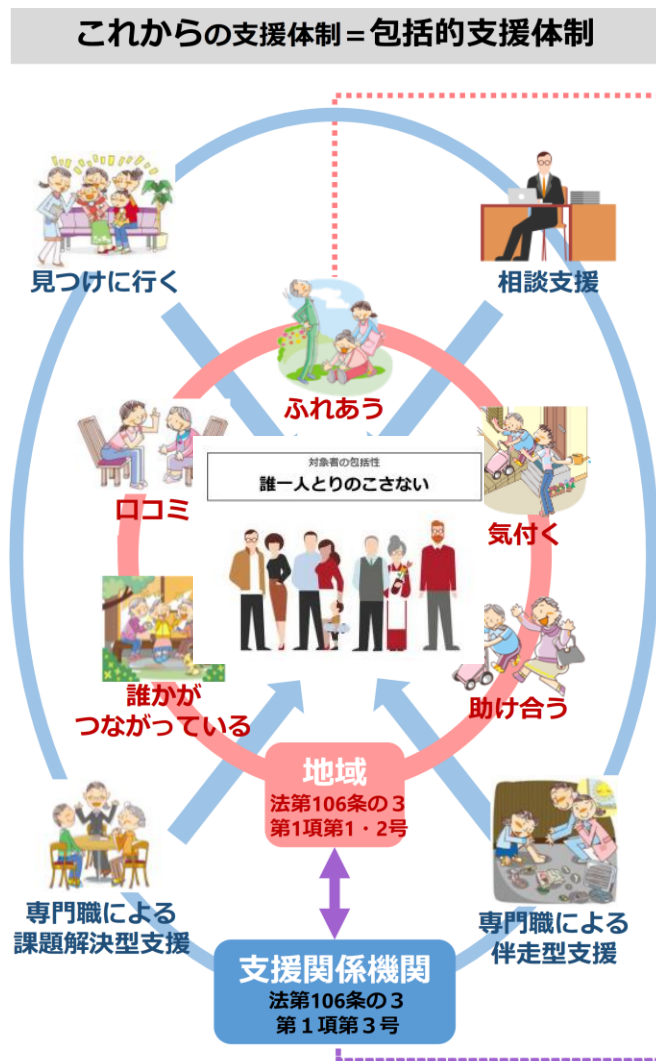
社会福祉法 第106条の4 (重層的支援体制整備事業)

市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第一項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行うことができる。

重層的支援体制整備事業は、
手あげに基づく任意事業

地域、支援機関がつながりあう包括的な支援体制

地域福祉計画の取組で支援体制づくりを推進



生活を下支えする地域ができている

- 住民同士がつながる多様な機会が地域の中にある
- 上記の場に参加することが難しい住民をフォローする体制がある

ケースを見つけに行くことができる

- 相談窓口で待つだけでなく、ケースを把握しに行く取組を行っている
- 地域で把握された情報・ケースをつないでもらうルートができている

ケースを受け止めることができる

- 所掌する制度やサービスの適用可否に関わらず、どんな相談も受け止めている
- 表面的な訴えだけでなく、対象世帯の生活課題全体を把握する対応が必要に応じて行われている

インフォーマルとフォーマルが協働している

- 地域の関係者にも関わってもらった上で、“孤立の解消”も視野に入れた支援が行われている
- 支援関係機関においては、必要に応じて福祉以外の部門との調整、外部の関係機関との調整が行われている

必要に応じて伴走支援が行われている

- 課題を緩和しながら長期に関わる場合、ライフステージの変化に応じた柔軟な支援が必要な場合などに、伴走支援が行われている

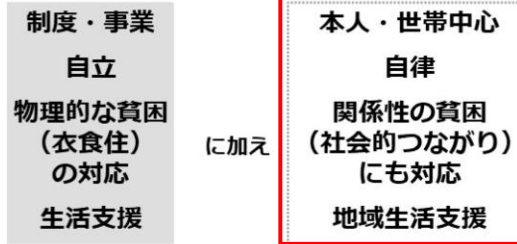
不足する社会資源を開発する仕組みがある

包括的支援体制の構築で「地域」づくりが重要な理由

対象者の包括性
誰一人とりのこさない



支援の包括性
“生きていくこと”への支援



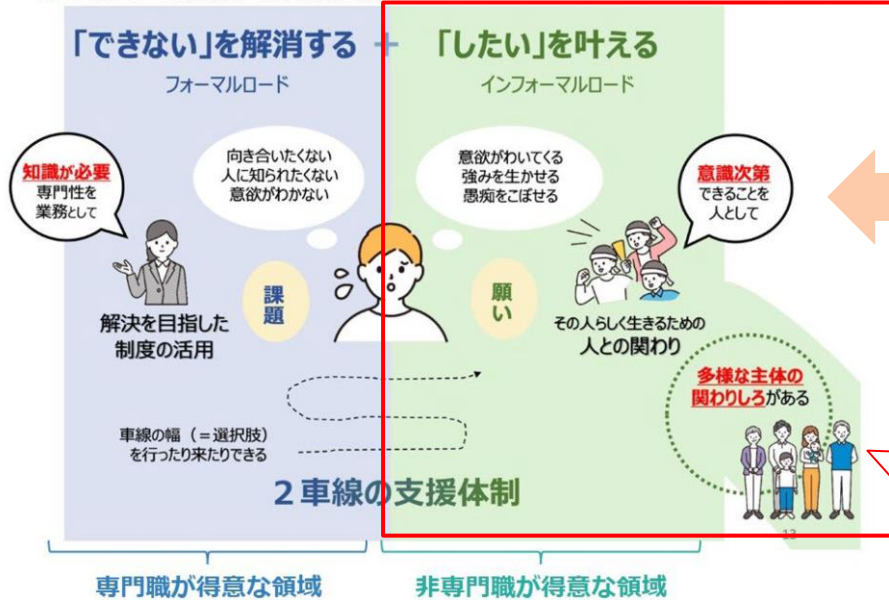
行政主体による制度ありきの
事業だけでなく・・・



後期は・・・

本人の望む暮らしが実現
できる地域づくりを更に充実

「できない」を解消する支援だけでは、“生きていくこと”への支援にならない



対象者の物理的な欠乏をサービスで補填する
だけでなく、地域の中で人とのつながりを保ち
ながら自分で自分のことを決める「自律的」な
生活を支えるのが「包括的な支援」

見直しの背景 (踏まえるポイント)

市政世論調査の結果で見る現状(主に地域のつながり)

この1年間に、地域コミュニティの活動に参加したか

回答	策定時現状値	RII目標値	R7実績値
参加した	22.4%	40.0%	27.6%

身近な場所に困りごとを相談したり、助け合ったりできる人がいるか

回答	策定時現状値	RII目標値	R7実績値
いる	67.2%	85.0%	65.2%

身近な地域に気軽に立ち寄れる場所はあるか

回答	策定時現状値	RII目標値	R7実績値
ある	59.8%	75.0%	64.3%

地域の人と交流したり、地域の活動に参加したりすることで、充実感や生きがいを感じているか

回答	策定時現状値	RII目標値	R7実績値
感じている・やや感じている	31.7%	40.0%	34.3%

地域で助け合いや交流があるなど、「人とひととのつながりがあるまち」になっていると思うか

回答	策定時現状値	RII目標値	R7実績値
そう思う・どちらかといえばそう思う	28.4%	60.0%	41.9%

市政世論調査の結果で見る現状(主に地域のつながり)

「誰もが学び、学んだことを活かせる環境が整っているまち」になっていると思うか

回答	策定時現状値	RII目標値	R7実績値
そう思う・どちらかといえばそう思う	40.0%	60.0%	27.9%

他人から孤立していると感じることがあるか

回答	策定時現状値	RII目標値	R7実績値
たまにある・時々ある・常にある	40.0%(全国)	値の減少	29.8%

はちまるサポートの認知度

回答	策定時現状値	RII目標値	R7実績値
知っている	11.4%	50.0%	16.9%



現時点で

地域とのつながりを感じる値は向上しているものの、コミュニティへの参加割合や助け合いの醸成(地域での支えあい)、学びと活躍の機会は、目標値までの乖離が大きい。

また、はちまるサポートを始めとする支援機関の認知度向上も継続して取り組む必要がある。

専門職の「重層的支援体制整備事業」の認知度等

～令和8年1月20日開催 介護支援専門員（地域援助技術）研修の事前アンケートより～

重層的支援体制整備事業をしていますか？

n=101

回答	策定時現状値	R11目標値	R7実績値
知っている	88.7%	95.0%	75.3%

他分野の機関と連携して取り組む仕組みや体制があると感じていますか？

回答	策定時現状値	R11目標値	R7実績値
あると感じている	70.5%	80.0%	57.4%

「多機関協働事業」（支援会議・重層的支援会議など）を知っていますか？

回答	策定時現状値	R11目標値	R7実績値
知っている・使っている	88.9%	90.0%	17.8%
知っている・使っていない			44.6

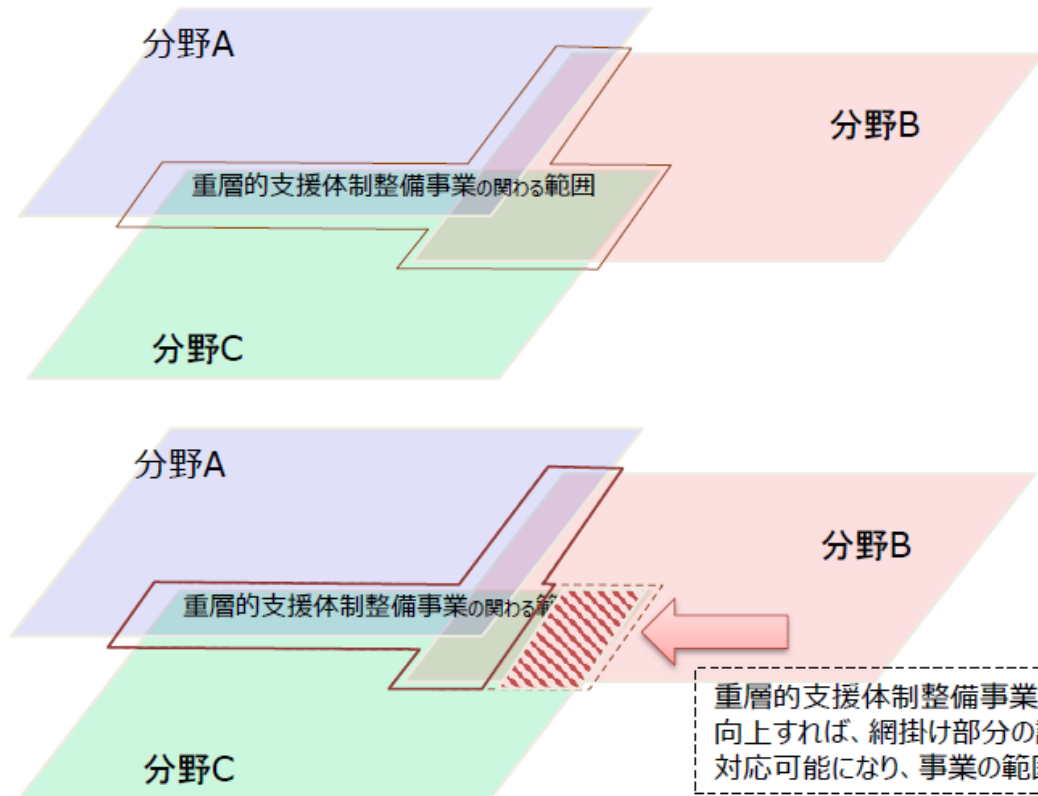
様々な分野の専門職に制度の理解や多機関連携の仕組みの周知を
行う必要がある

（支援者を孤立させない支援者支援の仕組みであることを強調）

重層的支援体制整備事業について

重なっている部分がこの事業のターゲット

- 生活課題が複数分野にまたがっているケースについて、分野の重なり合っている部分（**重層的な部分**）における協働がこれまで以上に機能すれば、より支援の可能性が広がるという点に着眼し、そのための**支援体制を整備**しようとするのが本**事業**の狙い。



① 具体的な対象範囲を知るために

まず手元の相談体制・支援体制において、個別ケースのレベルで「惜しいケース」を把握、関係者間で共有することが大切



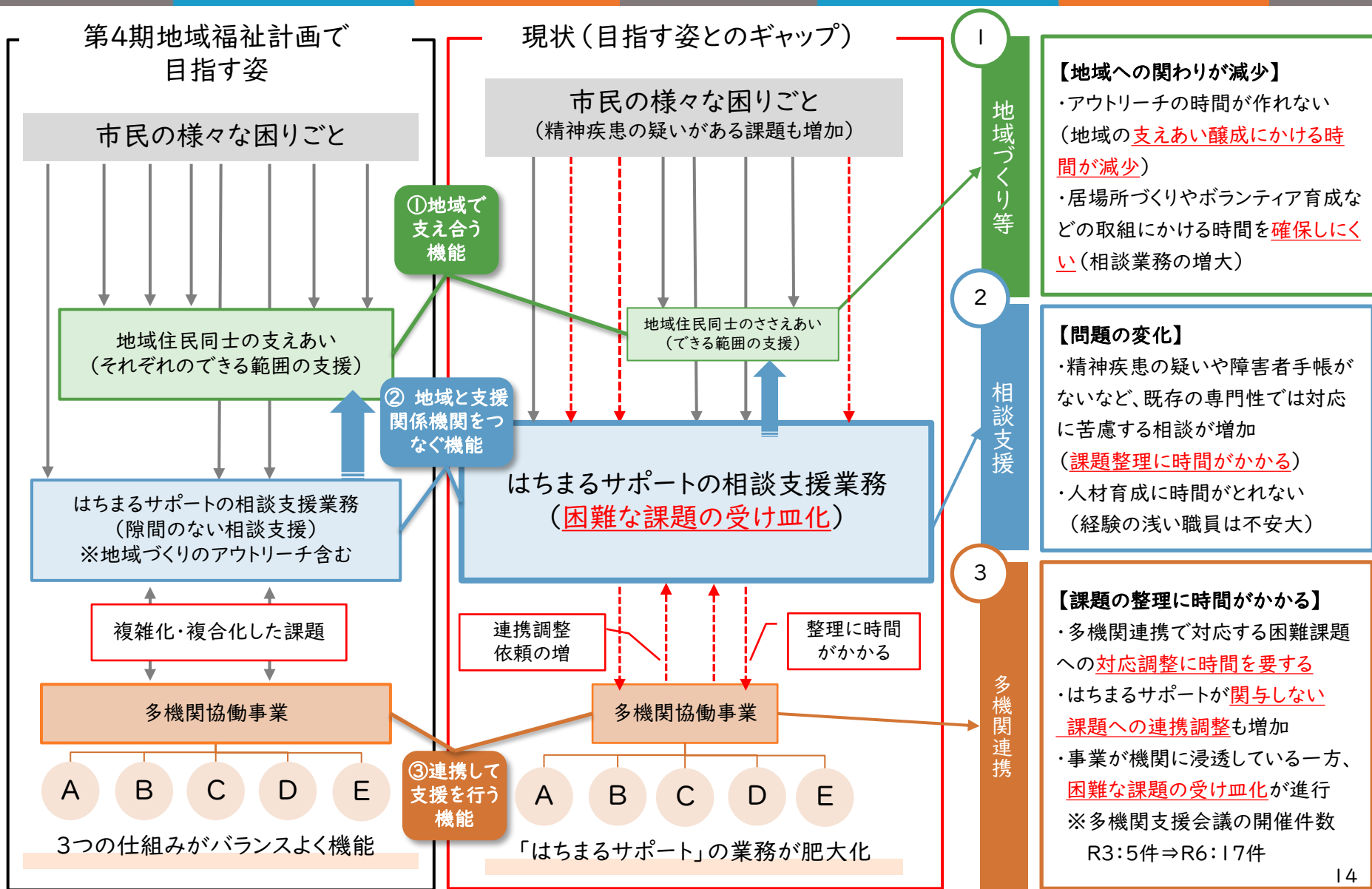
② 困難事例の押し付けにしないために

多機関協働を中心として、各分野の相談機関や専門職の対応力を高め、最終的には多機関協働事業者が担うべき守備範囲の縮小こそ、本事業の目標。

個々の分野の対応力強化をセットにした取組が求められる。

はちまるサポートの運営課題

～推進視点:地域生活課題の深刻化予防に向けた早期把握と支援へのつなぎ～



重層的支援体制整備事業の制度見直しへの対応

～国・都交付金の減～

令和8年度の重層的支援体制整備事業交付金の取扱い ①

「令和8年度以降の重層的支援体制整備事業交付金の取扱いについて（令和8年度予算概算要求の考え方）」（令和7年11月21日厚生労働省社会・援護局地域福祉課地域共生社会推進室事務連絡）より作成

（前提）重層的支援体制整備事業の趣旨・目的

- 重層的支援体制整備事業は、包括的な支援体制の整備を進めるための1つの手段であり、
 - ・ 高齢・障害・子ども・生活困窮分野の各分野（メインシステム）を活用するのみでは、直ちに同体制に必要な機能を確保することが難しい市町村において、
 - ・ 主に体制整備の初期の段階でこれを活用し、同事業の交付金や社会福祉法の支援会議等の仕組みにより人員体制等を強化し、各分野の支援関係機関等や支援者の対応力の向上や、関係機関等の連携体制の構築等を図ることで、
 - ・ 各分野の支援関係機関等の中で対応できる範囲を拡大することを目指すもの（サブシステム）である。
- このため、同事業を実施する市町村は、上記について庁内外の関係者と共有した上で、各分野の支援関係機関等や支援者の対応力が向上しているか、関係機関等の連携体制の構築等が図られているか等の観点から、同事業の評価・検証をお願いしたい。
- 実施効果の評価や検証の観点の詳細は、「市町村における包括的な支援体制の整備プロセス・評価方法に係る調査研究」（令和7年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（社会福祉推進事業分））の結果等も踏まえ、追ってお示しする。

（1）多機関協働事業等に要する費用への交付割合の見直し

- 重層的支援体制整備事業の開始から5年が経過した市町村（令和8年度にあっては、令和3年度から事業を開始した42市町村）の多機関協働事業等に要する費用の交付割合は、国3分の1、都道府県3分の1とする。（※1・2）
- 重層的支援体制整備事業開始前年度の財政力指数が1を超える市町村（同事業開始年1月1日時点の人口が10万人未満の市町村を除く。）及び特別区の多機関協働事業等に要する費用の交付割合は、同事業の開始年度に関わらず、国3分の1、都道府県3分の1とする。
加えて、同事業の開始から5年が経過した際の交付割合は、国4分の1、都道府県3分の1とする。（※2）

（※1）令和9年度以降も、開始から5年が経過した市町村から見直しを実施（例：令和9年度の対象は、令和3年度・4年度に事業を開始した133市町村）

（※2）令和8年度に見直し対象となると想定される市町村は、追って都道府県を經由し、個別に通知する。

重層的支援体制整備事業の制度見直しへの対応

～多機関協働事業の取扱いの見直し～

令和8年度以降の多機関協働事業の委託に係る取扱い

- 重層的支援体制整備事業のうち、多機関協働事業は、各分野の支援関係機関や支援者の対応力の向上や、支援関係機関の連携強化を通じた体制整備の事業であり、市全体の福祉の支援体制の在り方について企画・立案するもの。
 - ⇒ 委託事業者の専門性や経験、行政側の人員体制不足のみを理由として業務のすべてを委託した場合、こうした事業の趣旨・目的が担保されない事業運営となるおそれもあることから、**事業趣旨・目的を確保する上で、必要な業務については、市町村が主体的に実施する必要がある。**
 - ⇒ 市町村が主体的に担う業務は、以下のとおり（これらの業務が委託されていることが確認された場合は、多機関協働事業の委託に要する費用は、重層的支援体制整備事業交付金の交付対象としないこととする。）。

市町村が主体的に担う業務

- | |
|---|
| ① 多機関協働事業が各分野の支援関係機関や支援者の対応力向上、支援関係機関間の連携強化に資する事業の 枠組み・設計 となっていることを確保する観点 |
| <ul style="list-style-type: none">・ 多機関協働事業において取り扱う事例の判断基準の策定・ 多機関協働事業により実施する重層的支援会議において、支援関係機関等の議論を円滑に進めるための会議参加にあたってのルール等の策定 |
| ② 多機関協働事業が、同事業の趣旨・目的に沿った 運用 となっていることを確保する観点 |
| <ul style="list-style-type: none">・ 重層的支援会議の開催、支援プランの決定（※ プラン案の作成は委託可）・ 支援プランに基づく支援状況の確認、プラン見直しの決定 |
| ③ 多機関協働事業の質の向上が図られるよう、 評価・分析・見直し が行われることを確保する観点 |
| <ul style="list-style-type: none">・ 同事業の評価・検証の実施（支援プランの分析等を通じた支援ニーズ等の把握・分析、支援関係機関からの意見聴取、費用対効果の検証等）・ 評価・検証を踏まえ、各分野の支援関係機関や支援者の対応力向上、支援関係機関間の連携強化を促進するための見直し方策の企画立案 |

※ これらの業務以外の業務については、市町村と委託事業者の間で地域の実情に応じて、その分担を整理。

委託を行う業務の内容としては、例えば、以下の内容が考えられ、丁寧に協議を行った上で、適切な連携体制の下で実施。

- ・ 市町村が策定した判断基準に沿った、多機関協働事業で取り扱う事例の選定
- ・ 多機関協働事業のインテーク・アセスメントシートの作成
- ・ 重層的支援会議開催に係る事前調整・運営補助業務（出席者の調整、会議資料の作成、会議の進行、会議結果の整理）
- ・ 支援プラン案の作成
- ・ 支援プランに基づく支援の進捗状況の整理、プラン見直し案の検討
- ・ 支援プランの分析等を通じた支援ニーズ等の把握・分析の補助
- ・ 各分野の支援関係機関や支援者の対応力向上や連携強化を促進するための取組（定期的な意見交換、各分野の制度を理解するための勉強会等の実施）等

前期計画から見直しや強化が必要と考える事項

(1) 施策・事業の進捗状況から事業内容や評価指標当の変更が必要となるもの

■ 地域の“つながり”や支えあいの活動の更なる充実

住民との課題共有（地域課題を我が事として考える）や、地域活動への支援、社会資源の創出など、地域主体による課題解決力の向上を図り、「地域力」・「市民力」を更に充実

(2) 地域を取り巻く環境や課題の変化等から変更が必要となるもの

■ はちまるサポートを中心とした相談支援体制の見直し

既存の体制でより生活課題の深刻化予防に効果を発揮するため、専門性の集約による対応力向上及び社協の強みを生かした地域への支援（アウトリーチ）に力を入れる体制への再構築

(3) 国や都の制度改革により事業の変更が必要となるもの

■ 多機関協働事業の直営化による分野横断的な支援機能の強化

「支援者が困難課題で孤立しないこと」を意識し、市自らが多機関協働事業を運用

⇒ はちまるサポート（社協）のリソースを地域のつながりづくりに。国の制度改革にもあわせて対応。

(4) 他の関連計画との整合や「終活支援」などの新たな取り組み

■ 今後要調整

背景を踏まえた見直しの方向性

中間見直しの方向性・コンセプト(案)

地域と行政のつながりを強める「包括的な支援体制」の充実 ～問題の深刻化を予防する「予防型」福祉行政の推進～

(1) 支える、支えられるの関係を越えた「支えあい」の地域づくり推進

視点1 地域の学び・活動機会や参加機会の充実(関係所管と連携した個人と地域をつなげる取組の充実)

視点2 地域コミュニティや助け合い活動(生活支援・防災等)の活性化支援の充実(課題解決力の向上)

(2) 生活課題の早期発見・早期支援へのつなぎ強化

視点1 課題の早期発見・早期支援へのつなぎに向けたアウトリーチ支援体制の強化

視点2 AI等の技術を活用した、いつでもどこでも相談できる孤立させない環境の整備

(3) 変化する多問題への対応強化(重層的支援体制整備事業の再構築)

視点1 はちまるサポートの拠点化による専門支援の強化と既存窓口の包括化による相談環境の充実

視点2 「多機関協働事業」の直営化による連携支援体制の強化(国通知を踏まえた対応)

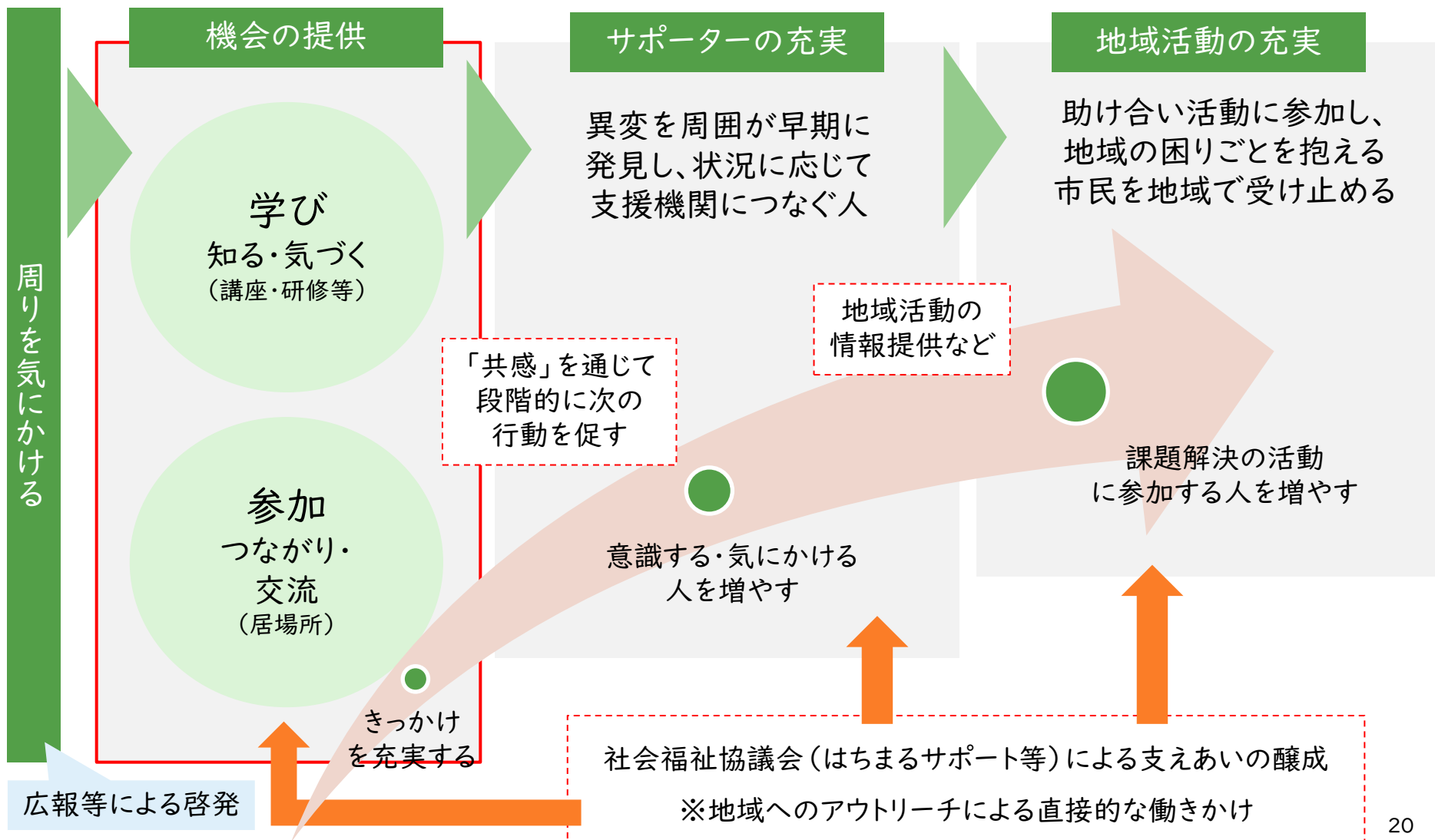
(4) 根拠に基づく施策立案や評価の推進(EBPM)

視点1 分野横断的な福祉データの分析に基づく事業展開(根拠に基づく施策の推進)

視点2 多様なデータの活用による事業効果の検証・評価

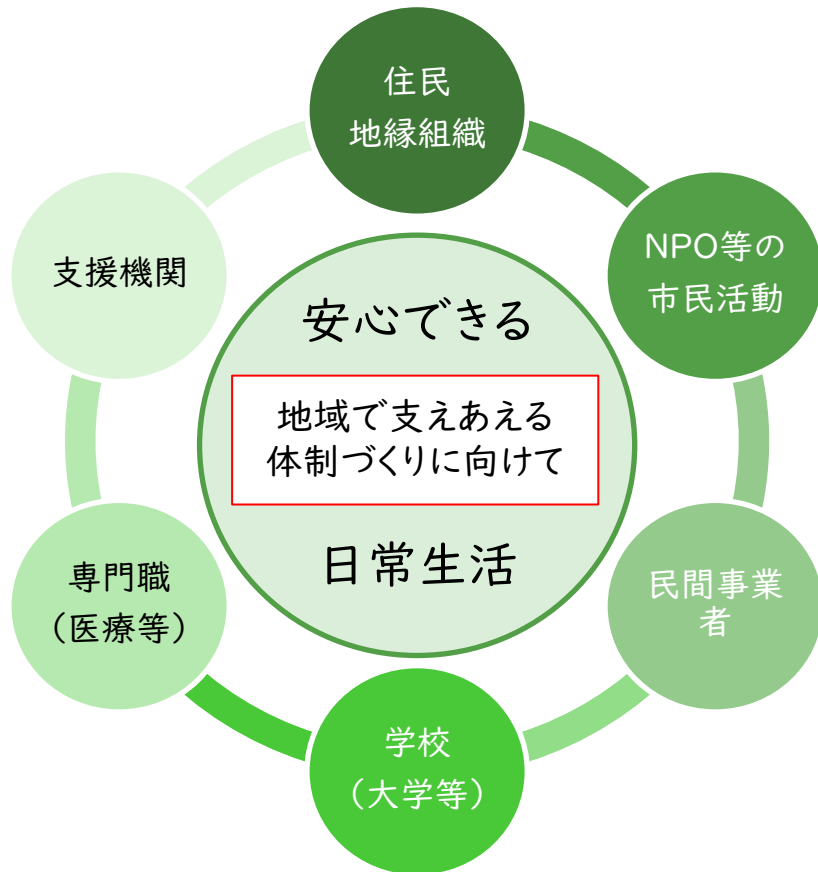
段階的な「地域のつながり」づくり

学びと参加をハブとした段階的に地域との“つながり”を作っていくプロセスの仕組み化



地域福祉推進の仲間づくりイメージ(“つなぎ手”の充実に向けて)

地域の困りごとを、住民だけ・行政だけで抱え込むのではなく、いろいろな人や団体が「仲間」としてつながり、みんなで支え合っていくための仕組みづくりの推進



多様な主体が「つながりやすくなる」よう、普及啓発やアウトリーチによる活動支援等の取組を充実(地域へのはたらきかけ)

普及啓発(知る機会)

講座・研修の開催(学ぶ機会)

課題のマッチング(つながる機会)

連携した地域活動(参加の機会)

ほか

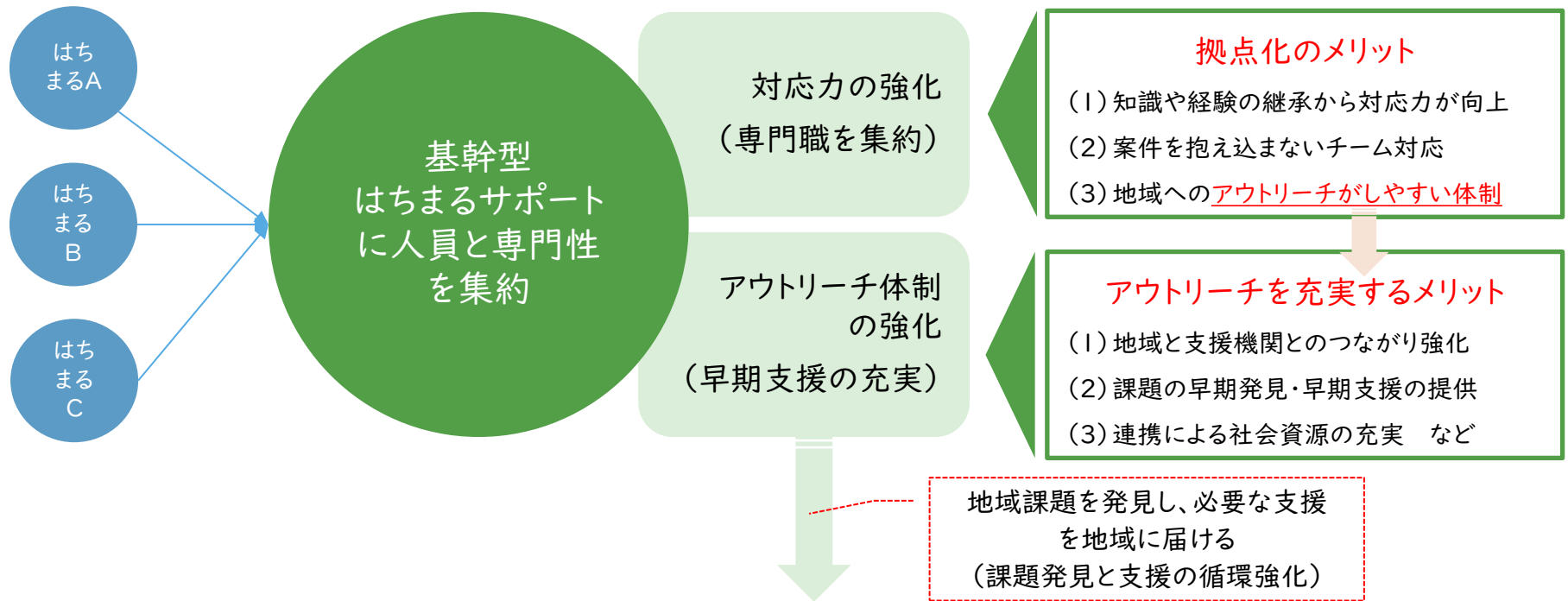
福祉専門職によるコーディネート

組織改正による「予防型」福祉行政の推進

できるときに、できることを、できる人が。その積み重ねで、安心して暮らし続けられる八王子市を目指す。21

はちまるサポートの段階的な拠点化による支援体制の強化 ～基幹型はちまるサポートの拠点化～

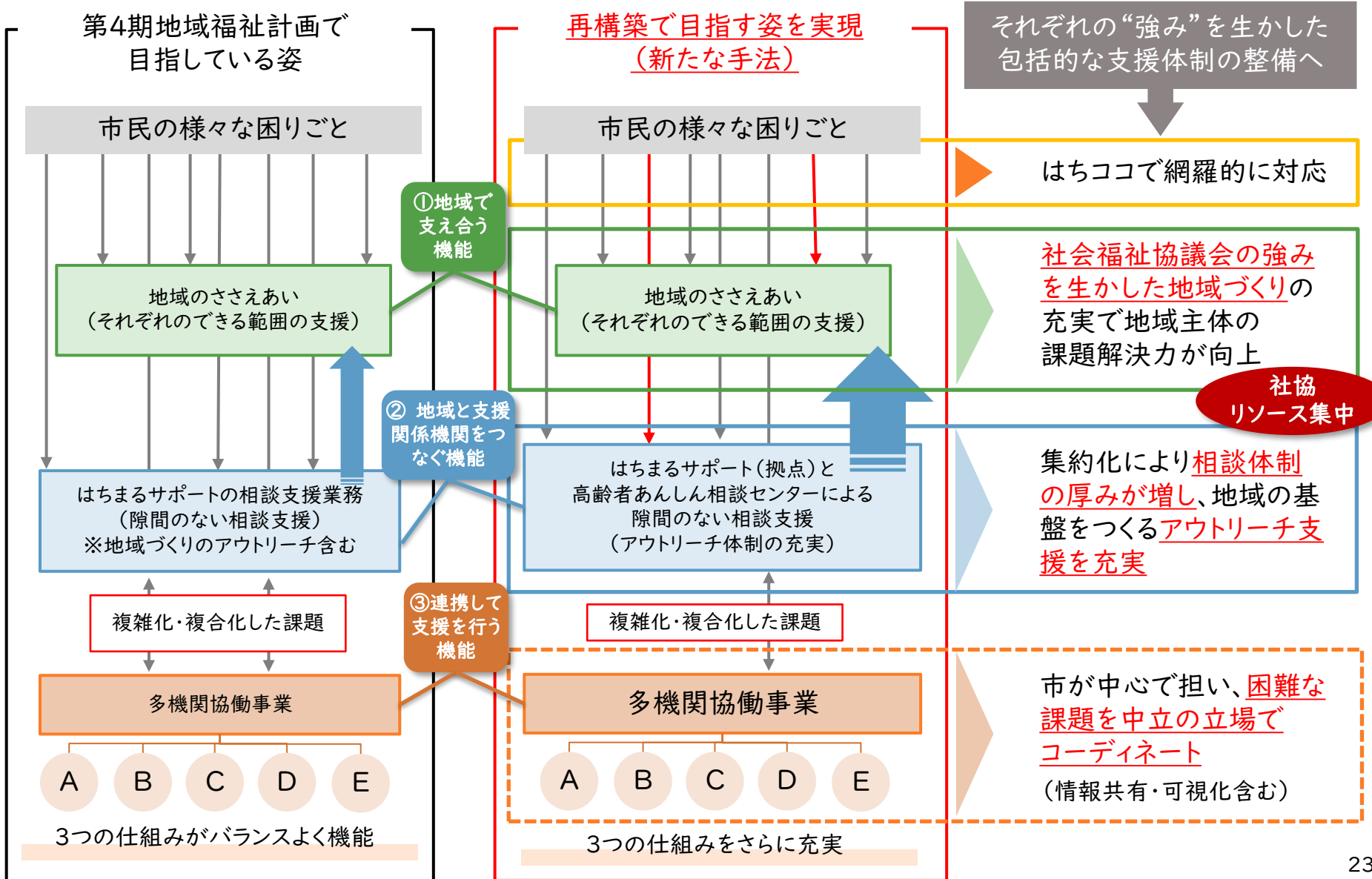
市内13か所に設置した「はちまるサポート」を6か所（基本計画に定める6地域）に集約し、専門支援の対応力向上を図るとともに、地域へのアウトリーチを中心とした能動的な活動を充実する。
（社協の強みを生かした地域福祉の推進を図る再構築）



社会福祉協議会の強みを生かした“つながり”づくり

“課題の種”を発見するための地域活動支援や居場所づくり等、地域との顔の見える関係づくりを充実
⇒ 結果的に、はちまるサポートの認知度が向上し、課題の早期発見、早期支援につながる

新たな手法で進める重層的な支援体制整備

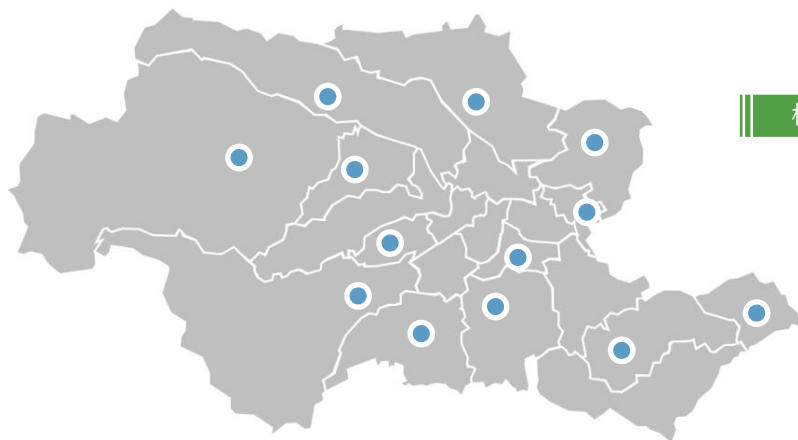


相談窓口（はちまるサポート・高齢者あんしん相談センター）の設置イメージ

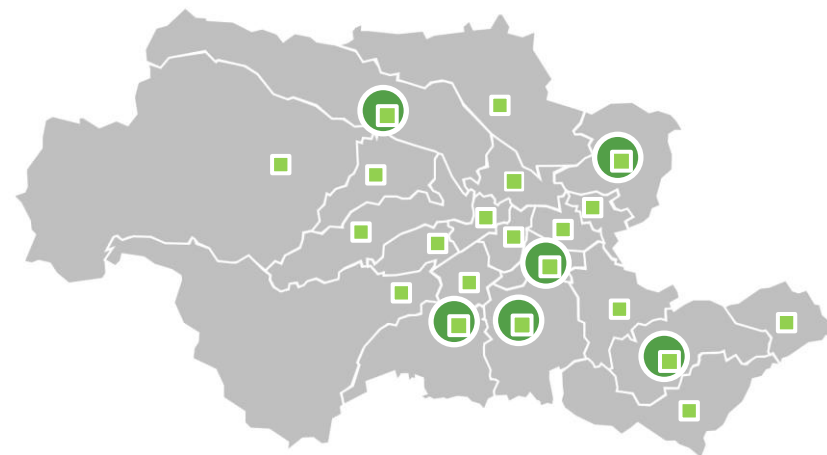
※【拠点】の場所及び分野横断的な対応については今後検討

はちまるサポートの集約化による「拠点」を6か所設置し、専門人材の力を結集・育成を強化する。
また、既存の高齢者あんしん相談センター（21か所）の相談範囲を拡充することで、分野横断的な相談支援が提供できる身近な窓口を充実する。

分野横断的な相談：はちまるサポート 13か所
（多機関協働事業をあわせて実施）



分野横断的な相談：はちまるサポート 6か所に加え、高齢者あんしん相談センター 21か所の包括化を検討
※高齢者のみの相談から属性を問わない相談に拡充

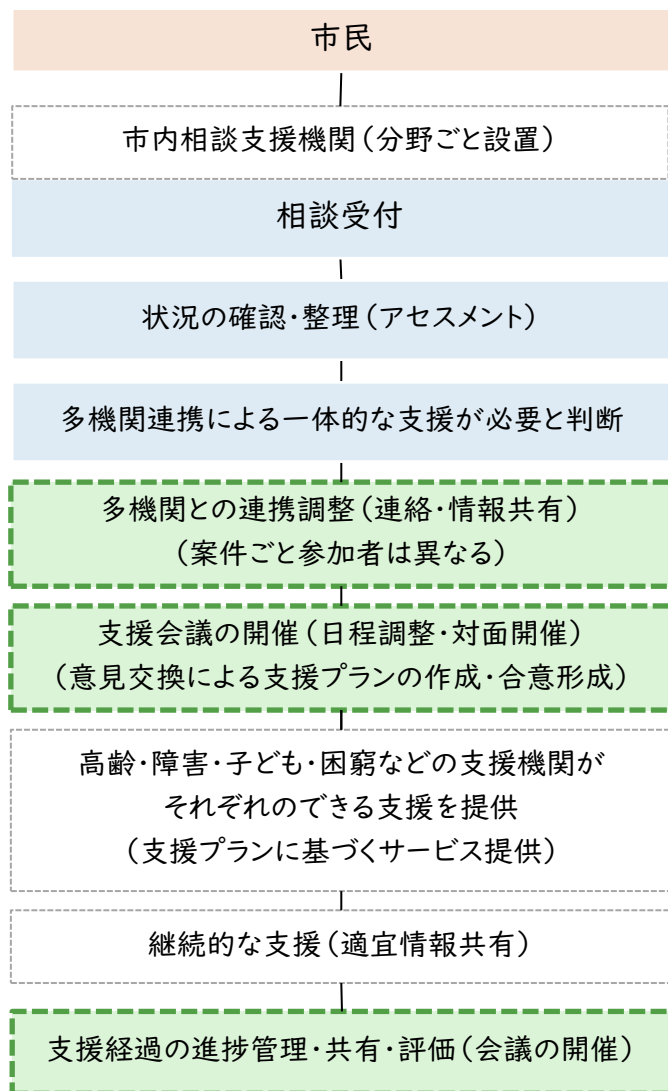


今後の設置イメージ(想定)	マーク
【拠点】はちまるサポート	●
地域あんしん相談センター(仮称) ※名称変更も検討	■

多機関協働事業の直営化による円滑な支援調整

～市所管との連携体制を強化～

<多機関連携による支援フロー>



支援フローの一部分を市が直営で行う狙い

市職員
(専門職)

事務の集約化及び専従化

ICT活用で事務を効率化・
多機関の支援状況を可視化

市組織間の連携体制強化

市民への効果 連携調整の時間が短縮され、支援が早く届く

現場への効果 はちまるサポートが、市民への支援に注力できる

市への効果 横断的に共感機会が増え、連携しやすくなる

八王子市
(福祉部)

密接な連携
現場での連携

技術の習得
知識・経験

社会福祉協議会
(はちまるサポート所
管部署)

培ってきたノウハウの継承・市福祉人材のスキルアップ

生成AIが個々の悩みに“共感”し、公的機関とのつながりを充実

潜在化する悩みを窓口“つなぐ”全市民が公的支援にアクセスできる仕組み

～だれでも・どこでも・いつでも公的支援に“つながる”機会を得る「潜在化する課題の早期発見・早期支援」～



- スタートアップ企業との共創により費用負担なしで実証事業を実施
- 公的な窓口につながりにくい30～50代の利用が多いことが判明し、有用性を確認（延べ相談件数：1,243件、満足度95.6%）
- 実証事業の結果、生活課題の早期発見・早期支援や公的な窓口につながりやすくなる効果が確認できた。

実証実験ではパイロット版のため個人を特定する機能が付加されていなかった…

実装では、本人希望で窓口から直接アプローチすることが可能

潜在的な課題を幅広く発見でき、誰でも公的支援と

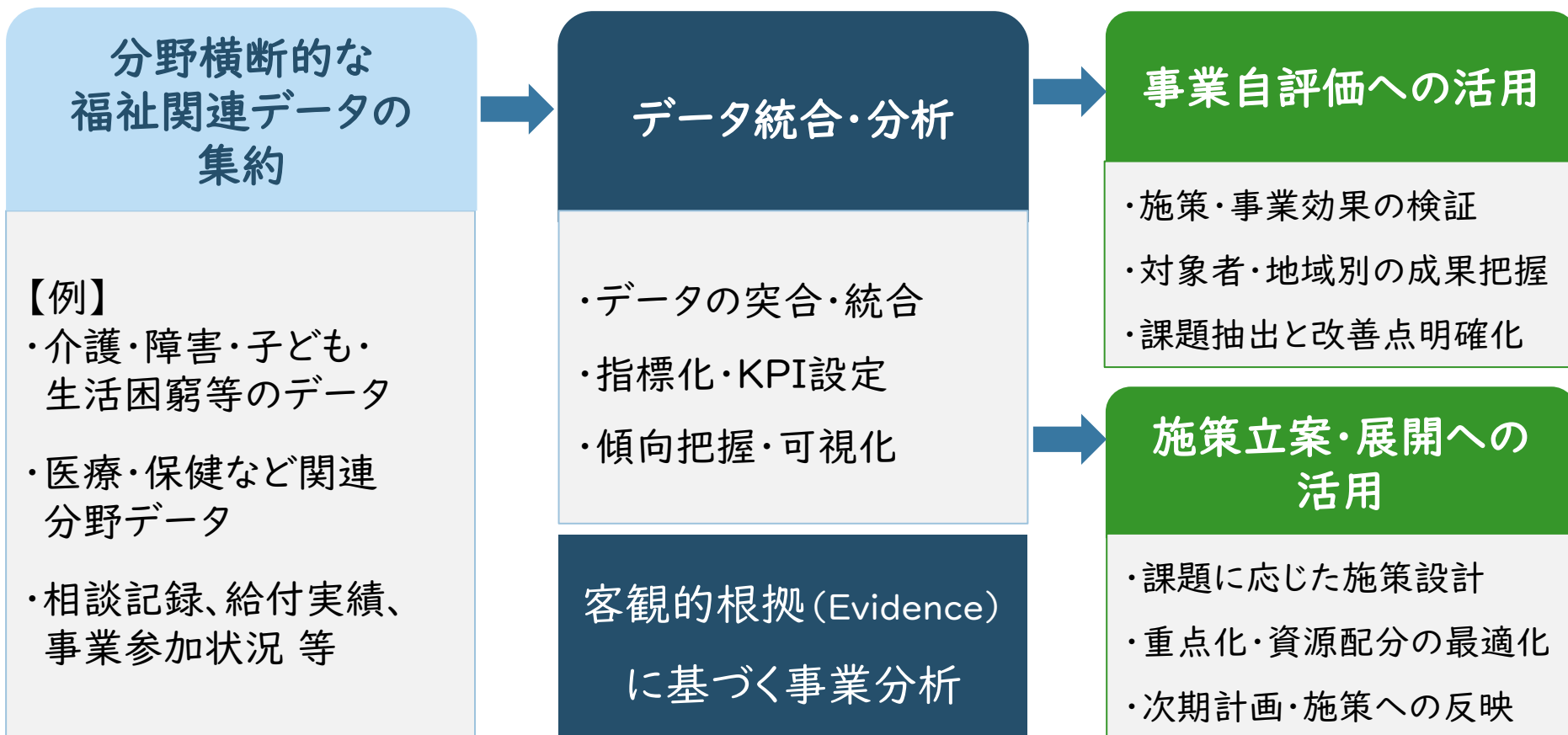
つながる有力なツールとして導入する

参考：本格導入時の主な追加予定機能

- (1) サービス、支援機関や社会参加情報等の独自情報を学習して案内
- (2) 本人希望で個人情報を取得し、支援機関から直接連絡する機能を追加

はちまるサポートの相談に限らず、他の支援機関（他部署）の相談支援でも活用可能

分野横断的データ活用による福祉施策の高度化



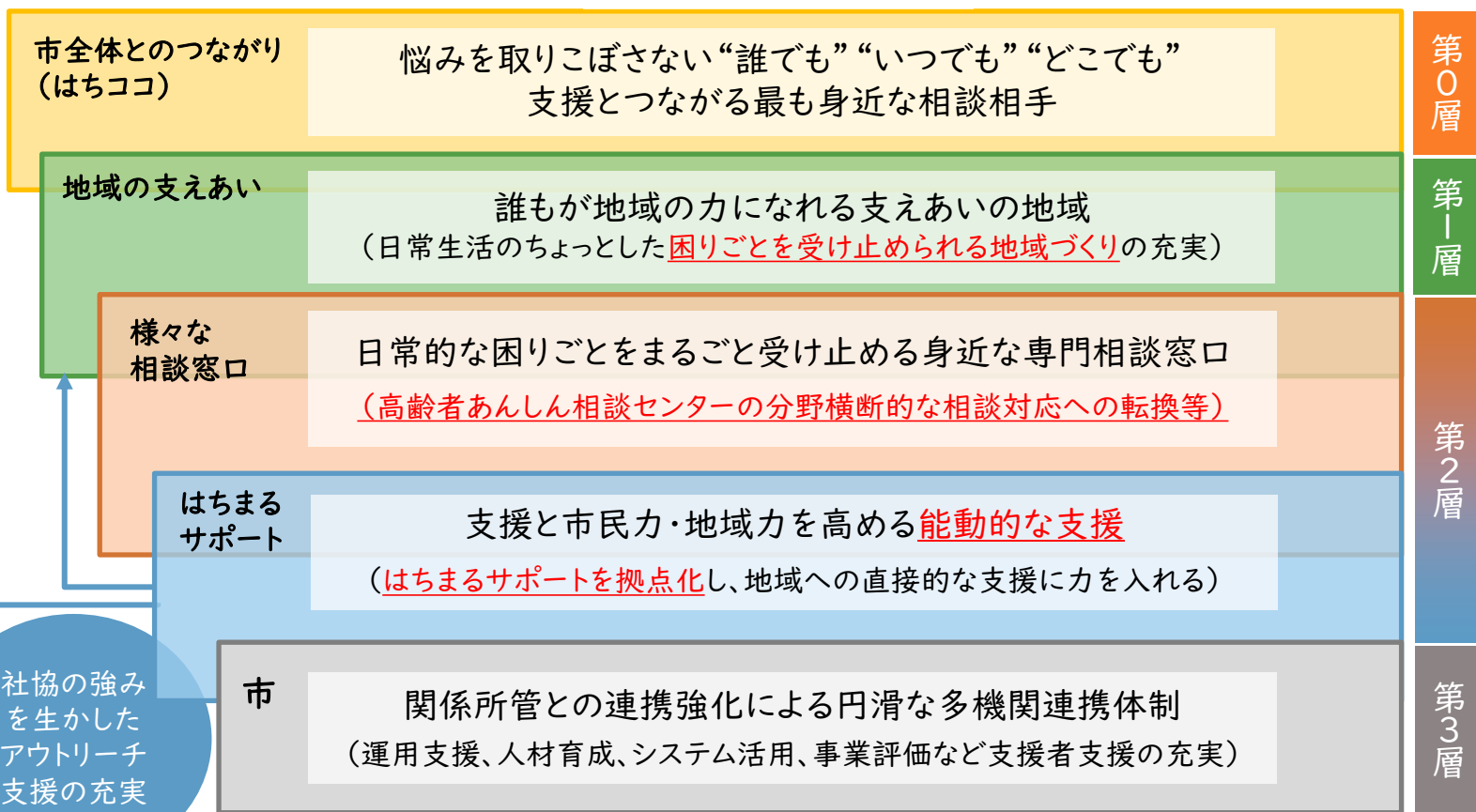
分野を超えたデータ活用により、実効性が高く、説明責任が果たせる福祉施策を推進（計画の評価にも活用していく）

中間見直しのコンセプト(案)

～階層構造化による包括的な支援体制の充実～



第4期地域福祉計画の「キーワード」



階層構造で様々な生活課題に対応

つながりやすく“安心して暮らし続けられるまちへ”

社協の強みを生かしたアウトリーチ支援の充実

重なりあい、広がる、「包括的な支援体制」づくりの推進

中間見直しに向けたスケジュール

	令和7年度(2025年度)				令和8年度(2026年度)									
	12月	1月	2月	3月	4月	~	7月	~	10月	11月	12月	1月	2月	3月
策定過程			基本方針・見直し項目等検討		素案検討・策定							最終案策定		公表
社会福祉審議会			専門分科会	代表者会		専門分科会	専門分科会	分科会(予備)	専門分科会	素案(最終版)の確認			専門分科会	代表者会
政策会議	方向性付議			方針付議	素案の確認		素案の確認(調査結果反映)			素案付議			原案の確認	
議会報告											厚生委員会(素案報告)			議員配付

政策会議(方針付議・素案付議)、議会報告は3計画(地域福祉・高齢・障害)同時に実施する

本日の論点（議論の目標）

見直しの大きな考え方について、分科会の意見をまとめる。

1. 案として提示した方向性やコンセプト（視点）に問題がないか

- ・ 地域の力を充実していくこと
- ・ 重層的支援体制整備事業を以下の視点で再構築すること
 - ① 集約化による専門性の強化（問題対応力の強化）
 - ② アウトリーチ支援の充実（社協の力を地域に集める）
 - ③ 技術も活用した階層構造の包括的な支援体制づくり
- ・ データ活用による施策立案・事業評価を行うこと

2. 1のほか、見直しが必要となる、大きな検討事項等はあるか

※具体的な内容については令和8年度の分科会で議論します。

参考：地域福祉計画で定める「包括的な支援体制」

社会福祉法第106条の3

市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

第1号 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策

第2号 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策

第3号 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

第1号と2号は地域が主体。どんな地域生活課題を抱える人も地域で受け止める（第2号）、そのために自分事と捉えられるような働きかけを行う（第1号）ことが示されている。

第3号では、地域からつながってきた地域生活課題に対し、支援関係機関が多機関協働により支援することが示されている。

参考:重層的支援体制整備事業の実施経過

平成26年度

市社会福祉協議会が、**地域の身近で「断らない」相談窓口**として、「地域福祉推進拠点」の整備を開始（令和元年度～国モデル事業） ※市は運営費等の一部を補助

新型コロナウイルス流行や単身世帯の増加等で生活課題が潜在化し、**複雑化・複合化した課題が増加**
（これまでの分野別の支援では世帯全体を支援しにくい）

社会福祉法の改正 令和3年4月から
「重層的支援体制整備事業」を開始

令和3年度

従来の地域福祉推進拠点を包括的な相談支援の窓口と位置付け、社協事業から市事業へ移管（**実施内容の大きな変更はなし**）

名称を「**八王子まるごとサポートセンター**
（愛称:はちまるサポート）」に変更
 ※**全国に先駆けて事業開始**

現在

市内13か所に設置（令和7年10月末現在）

地域福祉推進拠点の主な活動

多機関連携
 相談支援

内容 **生活の困りごと全般**の相談対応
 （窓口・サービスの案内所的な役割）
 対応 **他の公的機関につなぐ**
 （保持するケースはほとんどない）

アウトリーチ

課題の種発見・認知度向上
 地域との関係づくり（意見交換）
 地域イベントへの参加・講座等の開催
 ・催事や集会への参加
 ・PRのためのイベント出展
 ・見守りを兼ねた自宅訪問
 周知活動（訪問・チラシ配布）

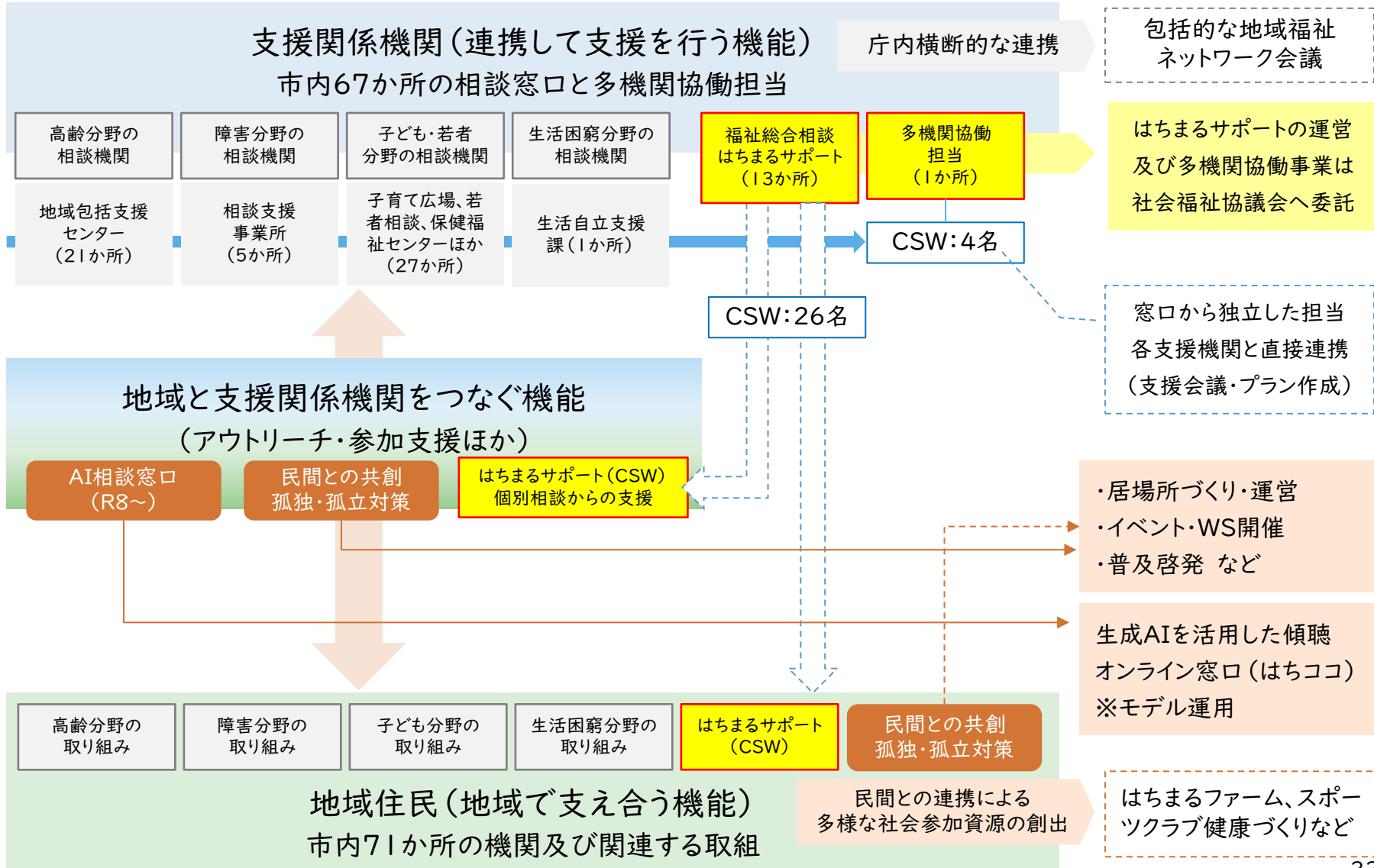
担い手づくり
 ボランティアの育成・活動支援

居場所・交流
 づくり

つながりづくり
 住民の自主活動創出
 ・住民がボランティアとして参加
 ・段階的な社会参加の場
 住民同士の交流機会の創出
 ・趣味等の講座、イベント開催
 ・地域活動の実施（ボランティア）

参考：重層的支援体制整備事業の推進体制

一体的に行う「包括的な支援体制」の整備



参考：第4期地域福祉計画のアウトカム

(今後ニーズ調査等にて進捗を把握)

成果指標	テーマ	施策	指標		
			項目	現状値	目標値
総合的な暮らしやすさ(暮らしの満足度)	1 地域のつながり	1-1 誰もが地域の力になれるしくみづくり	だれもが活躍できる環境が整っているまちと感じている市民の割合	30.0%	50.0%
			地域コミュニティ活動に参加している市民の割合	22.4%	40.0%
			身近な場所に困りごとを相談できる人がいる市民の割合	67.2%	85.0%
			孤独・孤立を感じている人の割合	40.3%	↓
		1-2 福祉や健康づくりが日常になる環境づくり	地域の人と交流したり、地域の活動に参加したりすることで、充実感や生きがいを感じる市民の割合	31.7%	40.0%
			居場所があると感じている市民の割合	59.8%	75.0%
			誰もが学び、学んだことを活かせる環境が整っているまちと感じている市民の割合	40.0%	60.0%
			地域に人とひととのつながりがあるまちと感じている市民の割合	28.4%	60.0%
	2 人材のつながり	2-1 福祉関係者などとの連携強化と新たな担い手づくり	民生委員・児童委員の充足率	94.1%	100.0%
			地域福祉計画の認知度	59.2%	70.0%
			大学等や学生がまちづくりに関わっていると実感している市民の割合	24.5%	50.0%
			看護専門学校卒業生の市内就職率(実績)	78.8%	70.0%↑
		2-2 様々な専門職との連携と包括的な支援体制の強化	多機関と連携できる体制があると感じている福祉関係機関の割合	70.5%	90.0%
			福祉関係機関の「多機関協働事業」の活用度	28.6%	50.0%
			福祉関係機関の「はちまるサポートが行う支援内容」の認知度	85.3%	90.0%
			CSWの役割の認知度	82.7%	90.0%
	3 サービスのつながり	3-1 一人ひとりに知りたい情報が届くしくみの充実	福祉サービスの認知度(平均)	18.3%	30.0%
			相談窓口(はちまるサポート、高齢、障害、子ども、生活自立支援ほか)の認知度	11.4% ほか	50.0% ほか
			福祉サービスや制度のしくみのわかりやすさ	9.3%	30.0%
			SNS(Facebook、LINE等)を通じて福祉の情報を入手している人の割合	17.7%	30.0%
3-2 隙間のないサービス提供と効果的なサービス運用体制の充実		悩みや不安、困りごとを誰に相談すればいいかわからない人の割合	13.3%	↓	
		はちまるサポートの認知度	11.4%	50.0%	
		多機関と連携できる体制があると感じている福祉関係機関の割合	70.5%	90.0%	
		公民共創の実施件数(福祉分野)	-	6件	
現状値	目標値				
59.9%	65.0%				

重層的支援体制整備事業について

令和8年1月26日

厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課

地域共生社会推進室

重層的支援体制整備事業の見通し

- 重層的支援体制整備事業（以下「重層事業」）は、地域住民の複雑化・多様化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するために創設した事業です。厚生労働省としては、今後とも、市町村にこの事業を活用していただくことで、支援関係機関の連携を強化する中でそれぞれの対応力が強化され、地域の実情に応じた多様な実践が生まれていくことを期待しています。
- 令和2年度の制度創設（施行は令和3年度）以降、地域において創意工夫ある取組が生まれてきましたが、各自治体における事業内容にもばらつきが見られました。また、想定を上回るペースで、実施自治体数が大幅に増加してきました。これに対応して、毎年度予算の増額も行ってきています。
 - （注1）重層事業実施自治体数
43（令和3年度）⇒471（令和7年度）⇒585（令和8年度見込み）
 - （注2）重層事業（多機関協働事業等）の予算額
10億円（令和3年度）⇒56億円（令和7年度）⇒56億円（令和8年度当初予算案）
- しかしながら、財政的な安定性を確保するための見直しが必要となり、令和7年度に、自治体における平均的な人員配置の実態を考慮しつつ、1自治体あたりの交付基準額（申請上限額）の引き下げを実施しました。

さらに、令和8年度も100以上の市町村が新たに事業を開始する見込みです。これらの自治体の多くは、これまで移行準備事業を活用して数年にわたり準備を進めてきており、重層事業への移行を確実にすることが不可欠です。同時に、国の財政制約の下で、将来に向けて重層事業の持続可能性を向上することも必要であるため、令和8年度も、多機関協働事業等に要する費用に係る見直しを実施することとしたものです。

 - （注3）令和8年度の見直しの内容 ※詳細は、次ページ以降を参照ください。
 - （1）事業開始から5年を経過した市町村等への交付割合の見直し
 - （2）市町村における取組内容に応じた交付基準額の設定
- 2カ年続けての見直しにより、各自治体における業務計画や執行に大きな影響を与えてしまっていることは承知しております。厚生労働省としては、今回の見直しにより、実施自治体が増加する中でも、交付金の持続可能性を確保することができたと考えておりますので、引き続き、各自治体のご理解とご協力をいただきますよう、何卒よろしくお願いいたします。
- 厚生労働省としては、各自治体において、地域の実情に応じて包括的支援体制が構築され、その基盤の上に創意工夫の豊かな実践が展開されていくよう、引き続き、重層事業をはじめ、地方自治体への支援を継続してまいります。

地域共生社会の実現に向けた取組 (包括的な支援体制の整備、重層的支援体制整備事業)

地域共生社会の実現 (第4条第1項)

地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

地域福祉の推進

(第4条第2項)

地域生活課題の把握、連携 による解決に向けた取り組み

(第4条第3項)

包括的な支援体制の整備

(第106条の3)

【全ての市町村に対する努力義務】

市町村に地域の特性を踏まえた、包括的な支援体制(※)の整備に努めることを義務づけ

(※) 以下、3点の機能を有する体制

- ①地域住民同士が支え合う機能
- ②支援関係機関が連携して支援を行う機能
- ③地域住民と支援関係機関をつなぐ機能

重層的支援体制整備事業

(第106条の4)

【包括的な支援体制整備のための1つの手段として規定。市町村の任意で実施可能】

包括的な支援体制の整備の手法の一つとして、市町村において相談支援、参加支援、地域づくりを一体的に実施する事業

(任意事業：全国473箇所 (R7予定))

重層的支援体制整備事業（社会福祉法第106条の4）

1. 事業の目的等

- 包括的な支援体制を整備するための1つの手段として、令和2年社会福祉法改正により創設。
- ① 介護・障害・子ども・生活困窮などの既存の相談支援事業・地域づくり事業を一体的に実施することに加え、② 既存制度のみでは直ちに対応が難しい支援ニーズへの対応力を向上させるための多機関協働事業等を実施する。
- 主に体制整備初期段階で活用し、**既存制度・機関の支援者の対応力強化と既存制度・機関間の連携強化を図り、包括的な支援体制の整備を促進**することを目的とする。

2. 事業内容（以下を全て実施）

- ① 介護・障害・子ども・生活困窮分野の相談支援事業・地域づくり事業の内容を全て実施し、かつ一体的に運用する。
- ② 多機関協働事業等を実施。具体的には以下（1）～（3）を実施（注）。
 - （1）多機関協働事業：既存制度のみでは直ちに対応が難しいケースに関し、関係機関の役割分担・支援の方向性の策定等を行う。
 - （2）アウトリーチ等を通じた継続的支援事業：既存制度のみでは直ちに対応が難しいケースに対し、継続的な訪問支援等を行う。
 - （3）参加支援事業：既存制度のみでは直ちに対応が難しいケースに対し、本人のニーズを踏まえた社会資源とのマッチングや支援メニューの開拓等を行う。

（注）事業目的を踏まえると、多機関協働事業は、各市町村における中核的な役割を担う機関（生活困窮等）、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業や参加支援事業は、生活困窮分野の自立相談支援事業、就労・住まい支援の各事業、高齢分野の生活支援コーディネーターによるアウトリーチ支援等の既存制度の活用に移行していくことも考えられる。

3. 財政支援の仕組み（一括交付金）

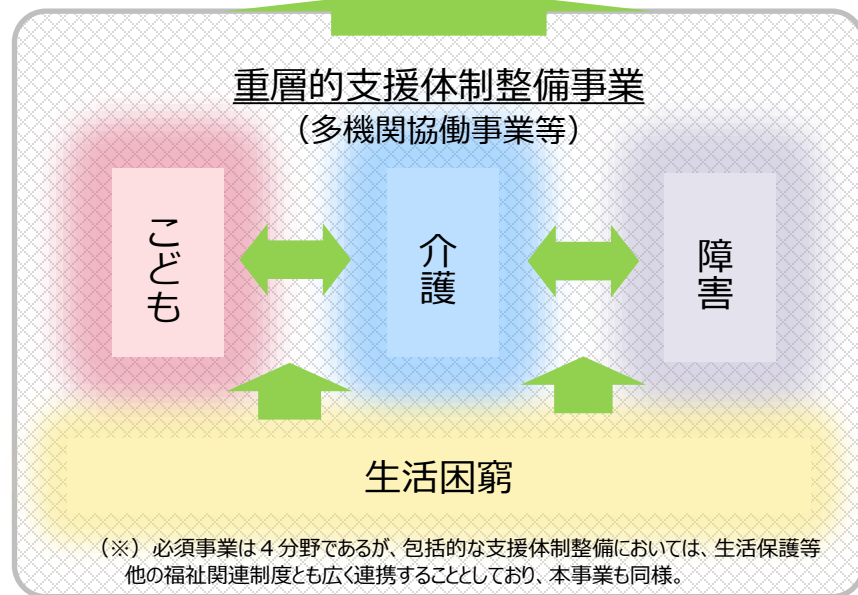
- 既存の相談支援・地域づくり事業に係る補助等と多機関協働事業等に係る補助を統合し、一括交付金として市町村に交付。

<交付基準額等>

- ①：相談支援事業・地域づくり事業 ⇒ 各制度に基づく基準額・交付割合等を維持
- ②：多機関協働事業等 ⇒ 市町村の人口規模に応じて基準額を設定。
交付割合は実施年数等に応じて設定（R8以降）。

「重層的支援体制整備事業のイメージ」

既存制度・機関の支援者の対応力強化、
既存制度・機関間の連携強化

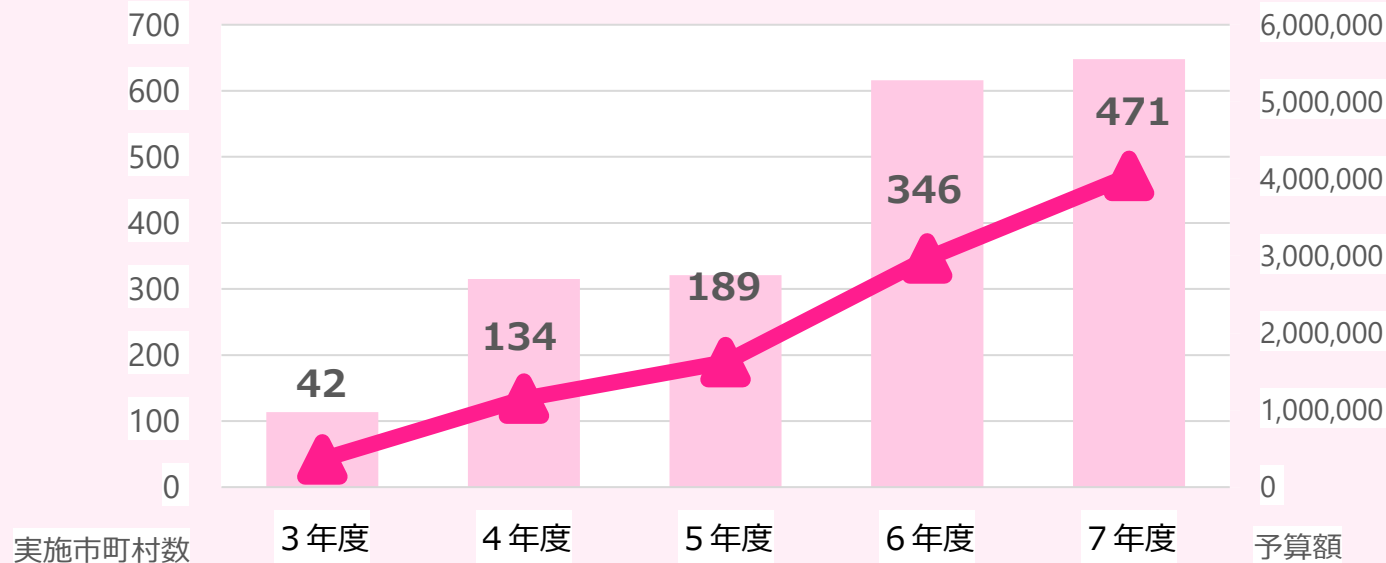


- （※）他方、多機関協働事業者のみでケースに直接的な支援を行うことが固定化している状況や、多機関協働事業者のみにケースが任せきりにされる／孤立している等の状況もみられ、事業趣旨・目的が十分に浸透していないこと等が課題。
⇒ 事業趣旨に沿った評価指標の導入等により、事業の質の向上を図る。

重層的支援体制整備事業 実施市町村数・予算額の推移／人口規模別実施市町村数

- 令和7年度重層的支援体制整備事業実施予定市町村は471市町村であり、制度が開始された令和3年度の実施市町村数（42市町村）と比較して、約10倍になった。これに伴い、重層的支援体制整備事業のうち、多機関協働事業等の予算額も約6倍（令和7年度予算額：5,554,102千円、令和3年度予算額973,260千円）となっている。
- また、471市町村の人口規模をみると、人口規模が大きくなるほど、実施率は高くなる傾向にあった。

重層的支援体制整備事業実施市町村数・予算額の推移



	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実施市町村数	42	134	189	346	471
(事業開始市町村数)	42	91	55	156	127
予算額 (単位：千円)	973,260	2,699,933	2,748,774	5,280,619	5,554,102

人口規模別実施市町村数

市町村の人口規模	実施率
1万人未満	9.2%
1万人以上～3万人未満	17.9%
3万人以上～5万人未満	28.5%
5万人以上～10万人未満	44.3%
10万人以上～20万人未満	48.6%
20万人以上～30万人未満	64.6%
30万人以上～40万人未満	76.7%
40万人以上～50万人未満	94.7%
50万人以上	68.6%
全市町村 (1,741市町村)	27.1%

(※) 実施市町村数：厚生労働省社会・援護局地域福祉課地域共生社会推進室調べ / 人口規模：「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」(令和6年1月1日時点)

地域共生社会（包括的な支援体制の整備）関連予算 ①

- 社会福祉法第106条の3において、市町村は、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、**地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制（包括的な支援体制）の整備に努めること**とされている。
- 同法第6条第3項において、国及び都道府県は、市町村における包括的な支援体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならないとされていること、社会保障審議会福祉部会報告書等において、**全ての市町村において、「包括的な支援体制の整備」を推進していくという大きな方向性が示されたこと等を踏まえ、地域の実情を踏まえた方策・選択の下で、包括的な支援体制の整備を促進することができるよう、以下の事業を新設／事業内容の拡充を行う。**

（1）包括的な支援体制の整備に向けた支援（8.3億円（令和8年度予算案：4.8億円、令和7年度補正：3.5億円））

事業名	事業概要	実施主体	補助率
新 機能集約化アプローチによる包括的な支援体制整備モデル事業 （8年度当初：1.6億円）	○ 小規模市町村等における新たな包括的な支援体制の整備に係る仕組みを創設するにあたり、機能集約型の相談支援・地域づくりの具体的な方法を検証するため、市町村が都道府県等と連携し、実証を行う。	市町村	国：3/4 市町村：1/4
新 地域における互助機能強化のための地域との連携・協働モデル事業 （7年度補正：3.0億円）	○ 地域住民による地域活動の中で生活課題が福祉的に解決されている事例や、地域住民主体の組織等との連携体制の構築、住民の身近な環境で相談等を行うことができる体制整備の事例や調査研究の結果などを参考にしつつ、地域との連携・協働した包括的な支援体制の整備の在り方につき、市町村が実証を行う。	市町村	国：3/4 市町村：1/4
新 上記2事業によるモデル構築支援事業 （7年度補正：0.5億円、8年度当初：0.5億円）	○ 上記2事業を実施する市町村に対して伴走的支援等を行いモデル構築を支援するとともに、小規模市町村等における新たな仕組みの制度化に向けた検証や、地域と連携・協働した包括的な支援体制の整備の手法に係る検証等を行う。	国	（委託費）
拡充 包括的な支援体制の整備に向けた都道府県後方支援事業 （8年度当初：2.0億円）	○ 社会福祉法第6条第2項等に基づき、包括的な支援体制の整備に関連する施策に係る庁内・庁外連携を行うとともに、管内市町村の包括的な支援体制の整備にあたっての課題等に応じた支援を行う。 ⇒ 管内市町村に伴走的支援を行う等の場合、補助基準額を引き上げる。	都道府県	国：3/4 都道府県：1/4
拡充 都道府県・市町村に対する、包括的な支援体制の整備に係る人材育成研修・研究事業 （8年度当初：0.7億円）	○ 地域住民を含めた関係者とともに包括的な支援体制の整備方針等を検討し、これに向けて関係者がそれぞれの業務や活動等を行いやすくするための支援等を行うことができる人材等を育成する。 ○ 都道府県と共同で伴走的支援を行い、今後全都道府県が主体となって支援を実施できるよう、必要な方策を整理し、支援にあたってのノウハウを得る。	国	（委託費）

施策名：地域における互助機能強化のための地域との連携・協働モデル事業

① 施策の目的

- 〇 地域における包括的支援体制の整備を推進するため、互助機能強化のための地域住民等との連携・協働モデルを構築する。

② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○								

③ 施策の概要

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

- 〇 包括的な支援体制の整備にあたり、地域住民による地域活動の中で生活課題が福祉的に解決されている事例や、地域住民主体の組織等との連携体制の構築、住民の身近な環境で相談等を行うことができる体制整備の事例や調査研究の結果などを参考にしつつ、地域との連携・協働の在り方を検証するための下記取組を行うモデル事業を実施する市町村に対し、これに要する費用の補助を行う。

① 地域生活課題 ／既存制度等の把握

- 〇 地域住民等が地域で生活する中で、現状起きている／中長期的な課題を把握。
- 〇 住民の地域での生活を支える制度・資源(労働者協同組合、RMO、自治会・町内会、公民館等)や、地域住民の興味・関心から始まる地域活動等を把握。

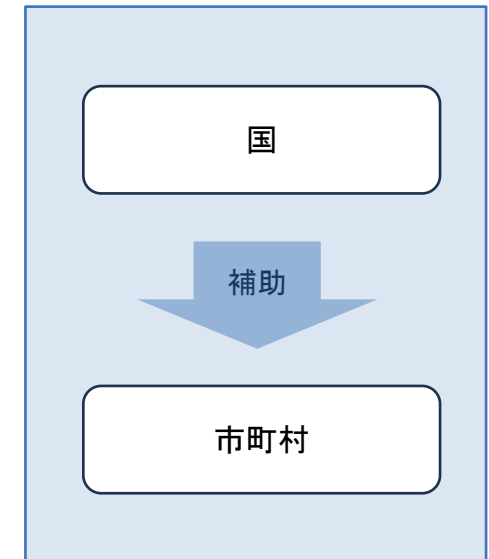
② 地域住民等との協議・実践

- 〇 住民と対話しながら、住民発意を最大限尊重する中で、具体的な実践内容やその実施体制等を協議し、検討する。
- 〇 協議の結果を踏まえ、実践する。

③ 検証・見直し

- 〇 実践状況を検証。
- 〇 住民主体の活動の継続性を担保するための方策や、そのための行政としての支援の在り方等を検証し、必要に応じて見直し。

- 〇 実施主体：市町村



⑤ 施策の対象・成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

- 〇 地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題(地域生活課題)の解決が図られるほか、地域の互助機能が強化されることで、地域社会の持続的な発展にも寄与する。

新

機能集約化アプローチによる包括的な支援体制整備モデル事業

令和8年度予算案 1.6億円（-）

1. 事業の目的

- 包括的な支援体制の整備は、社会福祉法第106条の3により、すべての市町村に対し努力義務が課されているが、特に人口減少に伴い、担い手不足が深刻化し、地域で支え合う機能が低下する小規模市町村等における体制整備を進めていくことが課題。
 （※）重層的支援体制整備事業の実施率は、1万人以上3万人未満の市町村で17.9%、1万人未満の市町村で9.2%（令和7年度）
- このため、「地方創生の基本構想」（令和7年6月13日閣議決定）において、小規模市町村等で、「新たに、介護・障害・子ども・生活困窮分野の相談支援・地域づくり事業を一本化し、機能強化を図るとともに、福祉以外の他分野を含めた地域内での連携・協働を図るための制度改正を実施し」とされ、社会保障審議会福祉部会報告書（令和7年12月18日）においても、小規模市町村等で新たな仕組みを創設することがまとめられている。
- 小規模市町村等における新たな仕組みを創設するにあたり、機能集約型の相談支援・地域づくりの具体的な方法を検証するための実証を行う。
 （※）本事業を実施する上での体制構築支援や本事業の実施を踏まえた新たな仕組みの創設に向けた検証については、「機能集約化アプローチによる包括的な支援体制整備モデル構築支援事業」において実施。

2. 事業の概要

- 実施主体：小規模市町村等（重層的支援体制整備事業を実施する市町村は除く。） / 補助率：3/4（事業実施は最大2年まで）※ 其後は新たな仕組みへの移行を想定
- 以下の前提を踏まえつつ、都道府県等と連携し、①②を行う市町村に対し、補助を行う（①は実施、②は実施を推奨）。

前提	各市町村において、包括的な支援体制整備の方向性の検討や、地域独自の地域生活課題、相談支援や地域づくりに係る事業の人員配置・支援状況等の把握等を行った上で、同体制の整備手法として、機能集約型の体制の必要性を確認。
① 機能集約型の 相談支援の 実施方法の実証	<ul style="list-style-type: none"> ○ 相談支援は、現在、分野毎に相互に連携しつつも、既存制度毎の配置基準に従い、それぞれの業務を実施する仕組みとなっている。 ○ 小規模市町村等で、分野横断的な相談支援を実施するため、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 既存の相談支援体制を把握・整理の上、分野横断的な相談対応を行うための体制を構築（※）するとともに、 ・ 構築した体制の下で、地域住民からの相談対応を試行的に実行する。 <p>（※）高齢・障害・子ども・生活困窮4分野の相談支援に係る機能を集約し、一次相談対応を行う機能、専門相談対応を行う機能に整理する。一次相談対応にあつては、A I ・ I C Tを活用することを前提。専門相談対応は、都道府県等による後方支援や緊密な連携により行うこと等を想定。</p>
② 機能集約型の 地域づくりの 実施方法の実証	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域づくりに係るコーディネート機能を有する者やその活動を支える仕組みは、現在、例えば、生活困窮者自立支援制度、生活支援体制整備事業における生活支援コーディネーター、集落支援員等、様々な行政分野で、分野ごとに配置・構築されている。 ○ 小規模市町村等で、分野横断的な地域づくりを実施するため、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 既存の地域づくり体制を把握・整理の上、分野横断的な地域づくりを行うための体制を構築（※）するとともに、 ・ 構築した体制の下で、地域活動コーディネーターを中心に、地域づくりを試行的に実施する。 <p>（※）高齢・障害・子ども・生活困窮4分野の地域づくりに係る機能を集約し、地域活動コーディネーター、地域活動運営を行う機能に整理する。地域活動コーディネーターは、生活支援コーディネーター等の福祉分野に加え、集落支援員等の地域振興分野の役割も兼ねること等を想定。</p>

地域共生社会（包括的な支援体制の整備） 関連予算 ②

- 重層的支援体制整備事業は、包括的な支援体制を整備する手段の1つとして、令和2年社会福祉法改正により創設。
- ⇒ ① 介護・障害・子ども・生活困窮などの既存の相談支援事業・地域づくり事業を一体的に実施することに加え、② 既存制度のみでは直ちに
対応が難しい支援ニーズへの対応力を向上させるための多機関協働事業等を実施する。
- ⇒ 主に体制整備初期段階で活用し、既存制度・機関の支援者の対応力強化と既存制度・機関間の連携強化を図り、包括的な支援体制
の整備を促進することを目的とする。
- ⇒ 令和8年度要求においては、重層的支援体制整備事業のうち、多機関協働事業等に要する費用について、交付割合等の見直しを実施。

（2） 重層的支援体制整備事業（令和8年度予算案：844億円）

事業名	経費概要	実施主体	補助率
包括的相談支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 以下の事業に必要な経費 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域包括支援センターの運営（介護分野） ・ 基幹相談支援センター等機能強化事業等（障害分野） ・ 利用者支援事業（子ども・子育て分野） ・ 生活困窮者自立相談支援事業、福祉事務所未設置町村による相談事業（生活困窮分野） 	市町村	各法に基づく負担率・補助率
地域づくり事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 以下の事業に必要な経費 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域介護予防活動支援事業、生活支援体制整備事業（介護分野） ・ 地域活動支援センター機能強化事業（障害分野） ・ 地域子育て支援拠点事業（子ども・子育て分野） ・ 生活困窮者支援等のための地域づくり事業（生活困窮分野） 	市町村	各法等に基づく負担率・補助率
改 多機関協働事業等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 以下の事業に必要な経費 <ul style="list-style-type: none"> ・ 多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、参加支援事業 	市町村	国：1/2 ^(※) 都道府県：1/4 市町村：1/4

見直し事項

① 交付割合の見直し

- ・ 重層的支援体制整備事業の開始から5年が経過した市町村、財政力指数が1を超える市町村（同事業開始年1月1日時点の人口が10万人未満の市町村を除く。）及び特別区の交付割合は、国1/3、都道府県1/3、市町村1/3とする。
- （※）財政力指数が1を超える市町村（同事業開始年1月1日時点の人口が10万人未満の市町村を除く。）及び特別区が、同事業の開始から5年が経過した際の交付割合は、国4分の1、都道府県3分の1とする。

② 交付基準額の見直し

- ・ 多機関協働事業等に要する費用への交付基準額の構成を、従前より実施要綱等で実施をお願いしてきた事項を行う市町村を取組を評価する観点から、本体額と加算額の合計額に見直す。

令和8年度の重層的支援体制整備事業交付金の取扱い ①

「令和8年度以降の重層的支援体制整備事業交付金の取扱いについて（令和8年度予算概算要求の考え方）」
（令和7年11月21日厚生労働省社会・援護局
地域福祉課地域共生社会推進室事務連絡）より作成

（前提）重層的支援体制整備事業の趣旨・目的

- 重層的支援体制整備事業は、包括的な支援体制の整備を進めるための1つの手段であり、
 - ・ 高齢・障害・こども・生活困窮分野の各分野（メインシステム）を活用するのみでは、直ちに同体制に必要な機能を確保することが難しい市町村において、
 - ・ 主に体制整備の初期の段階でこれを活用し、同事業の交付金や社会福祉法の支援会議等の仕組みにより人員体制等を強化し、各分野の支援関係機関等や支援者の対応力の向上や、関係機関等の連携体制の構築等を図ることで、
 - ・ 各分野の支援関係機関等の間で対応できる範囲を拡大することを目指すもの（サブシステム）である。
- このため、同事業を実施する市町村は、上記について庁内外の関係者と共有した上で、各分野の支援関係機関等や支援者の対応力が向上しているか、関係機関等の連携体制の構築等が図られているか等の観点から、同事業の評価・検証をお願いしたい。
- 実施効果の評価や検証の観点の詳細は、「市町村における包括的な支援体制の整備プロセス・評価方法に係る調査研究」（令和7年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（社会福祉推進事業分））の結果等も踏まえ、追ってお示しする。

（1）多機関協働事業等に要する費用への交付割合の見直し

- 重層的支援体制整備事業の開始から5年が経過した市町村（令和8年度にあつては、令和3年度から事業を開始した42市町村）の多機関協働事業等に要する費用の交付割合は、国3分の1、都道府県3分の1とする。（※1・2）
- 重層的支援体制整備事業開始前年度の財政力指数が1を超える市町村（同事業開始年1月1日時点の人口が10万人未満の市町村を除く。）及び特別区の多機関協働事業等に要する費用の交付割合は、同事業の開始年度に関わらず、国3分の1、都道府県3分の1とする。
加えて、同事業の開始から5年が経過した際の交付割合は、国4分の1、都道府県3分の1とする。（※2）

（※1）令和9年度以降も、開始から5年が経過した市町村から見直しを実施（例：令和9年度の対象は、令和3年度・4年度に事業を開始した133市町村）

（※2）令和8年度に見直し対象となると想定される市町村は、追って都道府県を經由し、個別に通知する。

令和8年度の重層的支援体制整備事業交付金の取扱い ②

「令和8年度以降の重層的支援体制整備事業交付金の取扱いについて（令和8年度予算概算要求の考え方）」
 （令和7年11月21日厚生労働省社会・援護局
 地域福祉課地域共生社会推進室事務連絡）より作成

（2）多機関協働事業等に要する費用への交付基準額の見直し

（単位：千円）

- 多機関協働事業等に要する費用への交付基準額の構成を、従前より実施要綱等で実施をお願いしてきた事項を行う市町村の取組を評価する観点から、本体額と加算額の合計額に見直し、それぞれの額及び加算要件は以下のとおりと想定している。

【令和7年度以前に事業開始した市町村の交付基準額】

人口規模	見直し後			見直し前
	本体額	加算総額	合計額	
1万人未満	11,000	4,400	15,400	15,000
1万人以上～3万人未満	13,000	5,200	18,200	18,000
3万人以上～5万人未満	15,000	6,000	21,000	21,000
5万人以上～10万人未満	17,000	6,800	23,800	25,000
10万人以上～20万人未満	20,000	8,000	28,000	30,000
20万人以上～30万人未満	23,000	9,200	32,200	35,000
30万人以上～40万人未満	26,000	10,400	36,400	40,000
40万人以上～50万人未満	33,000	13,200	46,200	50,000
50万人以上	35,000	14,000	49,000	55,000

【令和8年度から事業を開始する市町村の交付基準額】

	本体額	加算総額	合計額	(参考) 移行準備事業 補助基準額
1万人未満	7,000	2,800	9,800	5,000
1万人以上～3万人未満	8,000	3,200	11,200	6,000
3万人以上～5万人未満	9,000	3,600	12,600	7,000
5万人以上～10万人未満	10,000	4,000	14,000	8,000
10万人以上～20万人未満	11,000	4,400	15,400	10,000
20万人以上～30万人未満	13,000	5,200	18,200	12,000
30万人以上 ～50万人未満	14,000	5,600	19,600	13,000
50万人以上	15,000	6,000	21,000	15,000

【加算要件（事業開始年度によらず共通）】

	加算要件	加算額
1	包括的な支援体制の整備という目的に照らし、どのような手段を活用することが適切か、地域住民を含む幅広い関係機関等とともに検討するプロセスを経て、重層的支援体制整備事業を実施している市町村	本体額 × 20%の額
2	社会福祉法第106条の5に定める重層的支援体制整備事業実施計画を策定している市町村	本体額 × 10%の額
3	同計画において、重層的支援体制整備事業の実施目標や事業評価・見直しに関する事項が定められている市町村	本体額 × 10%の額 11

重層的支援体制整備事業交付金の今後の取扱い（中長期的検討）

- 令和8年度の重層的支援体制整備事業交付金の見直しにおいて、同交付金の一定の持続可能性を確保。
- 将来的には、重層的支援体制整備事業の評価・検証の実施状況等を踏まえつつ、各分野の支援関係機関等や支援者等の対応力の強化の状況、連携体制の構築状況、多機関協働事業等における対応状況に係る実態把握を行った上で、必要な交付水準等を検討し、必要に応じて交付金の取扱いの見直しを行う。
- 2040年に向けて、すべての市町村での包括的な支援体制の整備を目指し、取組を進めていくため、包括的な支援体制の整備のための手段として重層的支援体制整備事業を実施する市町村にあつては、地域福祉計画の2期間（概ね10年程度）を目途に、各分野の支援関係機関等や支援者等の強化や連携体制の構築を目指し、事業の評価や検証を進めていただくようお願いする。
- 各分野の支援関係機関等や支援者等の強化や連携体制の構築に資する事業としては、例えば以下があげられる。以下の制度においては、令和8年度予算案及び令和7年度補正予算案において機能強化を盛り込んでおり、これらの活用も検討いただきたい。

生活困窮者自立支援制度

- 自立相談支援事業における住まい相談支援体制の強化
- 同事業によるアウトリーチ支援
- 地域居住支援事業
- 就労準備支援事業
- 認定就労訓練事業
- 各事業を通じた地域づくり

介護保険制度

- 生活支援体制整備事業における生活支援コーディネーターを中心とした相談支援連携体制構築事業

※ 生活困窮者自立支援制度に関する詳細な資料は、以下に掲載している。

生活困窮者自立支援制度（厚生労働省HP）：<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000059425.html>

※ 介護保険制度のうち地域支援事業に関する詳細な資料は、以下に掲載している。

総合事業（厚生労働省HP）：<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000192992.html>

生活困窮者自立支援制度における令和7年度補正予算及び令和8年度当初予算案について

令和8年度当初予算案 **827**億円の内数（令和7年度予算額 **762**億円の内数） + 令和7年度補正予算105億円

- 「経済財政運営と改革の基本方針2025」（令和7年6月13日閣議決定）において、こどもの学習・生活支援や居住支援を始め、生活困窮者自立支援制度の機能を強化するとされ、また、「地方創生2.0基本構想」（同）において、地域共生社会の構築に向け、包括的な相談支援体制の整備を生活困窮者自立支援制度を軸として進めるとされたことから、更なる制度の充実のため、令和7年度補正予算及び令和8年度当初予算案では、令和7年4月から順次施行されている、居住支援の強化や、支援関係機関の連携強化等を行うなどの取組を円滑に実施するほか、効果的な支援に向けて必要な対応を行う。
- その他、緊急小口資金等の特例貸付の借受人へのフォローアップ支援等の、継続的な取組が必要な事項に引き続き対応するとともに、生活福祉資金貸付制度のオンライン化等の更なる制度改善に取り組む。

生活困窮者支援を取り巻く諸課題

- 単身高齢者世帯等の住宅確保が困難な者の増加
- 全国どこに住んでいても、必要な支援を受けることができる体制の整備
- 就職氷河期世代等の支援の強化
- 対応困難なケースへの支援に向けた制度間・関係機関間の連携
- 物価上昇にあわせた公的制度の基準額の点検・見直し
- 緊急小口資金等の特例貸付の借受人への継続的なフォローアップ支援
- 生活福祉資金貸付事務の効率化

等

令和7年度補正予算及び令和8年度当初予算案の主な考え方

① 住まい支援をはじめとする相談機能の強化

- ・ 自立相談支援機関への「住まい相談支援員」の配置による居住支援の推進
- ・ 町村部における1次相談機能の強化

② 就労準備支援事業・家計改善支援事業の推進・強化

- ・ 生活保護受給者への一体的な支援を実施できる仕組みの着実な推進
- ・ 両事業を未実施の自治体に対する事業実施の促進【R7補正】
- ・ 就職氷河期世代等の支援の強化【一部R7補正】

③ 子どもの学習・生活支援事業の実施

- ・ 長年据え置かれた基準額への物価高騰等を踏まえた対応の検討
- ・ 新規立ち上げ時に要する費用への国庫補助率の上乗せ【R7補正】

④ 生活困窮者自立支援の機能強化や質の向上

- ・ 特例貸付の借受人へのフォローアップ支援や、自治体と民間団体との連携の推進・活動ニーズの増大した民間団体等の活動を支援【R7補正】
- ・ 総合的就労支援モデル事業【R7補正】、ステップアップ研修等の継続実施

⑤ 生活福祉資金貸付の円滑な実施【R7補正】

- ・ 貸付事務のオンライン化に向けたシステムの設計・開発
- ・ 貸付原資の枯渇が見込まれる県社協に対する貸付原資を補填

※ その他、生活困窮者自立支援統計システムの改修、ホームレス実態調査などに取り組む。

【項目名解説】分類:設問の種類 新規他: 前回調査項目 新規: 前回調査項目に追加 修正: 前回調査項目を修正 ×: 前回調査項目を削除 要修正: 前回調査項目を修正するが、項目案が確定していないもの

分類	新規他	項目	選択方法	設問設置理由	備考
基本		あなたの年齢	記入		
		あなたの八王子市での居住年数	記入		
		あなたのお住まいの町名	記入		
	新規	あなたの性別	○はひとつ		
		1. 男性			
		2. 女性			
		3. その他(どちらともいえない、わからない、答えたくない)			
		あなたが一緒に住んでいるのはどなたですか。	あてはまるもの全てに○		
		1. ひとり暮らし			
		2. あなたの配偶者			
		3. あなたの子ども(人)			
		4. あなたの親			
		5. あなたの祖父・祖母			
		6. その他()			
		あなたのお住まいは次のうちどれですか	○はひとつ		
		1. 持ち家(一戸建て・マンションなど)			
		2. 住まいを借りている(一戸建て・マンション・アパート・公営住宅など)			
		3. その他()			
	修正	あなたの 主な 職業は次のうちどれですか。	○はひとつ		
		1. 正社員・正職員			
2. 派遣・契約社員					
3. パート・アルバイト(学生を除く)					
4. 自営業					
5. 学生 大学生・専門学生					
6. 家事専従					
7. 年金生活で就業していない					
8. 年金生活で就業していない(7以外)					
9. その他()					
×	あなたの世帯収入	○はひとつ			
	1. 十分に得られている				
	2. まあ得られている				
	3. あまり得られていない				
	4. まったく得られていない				
	5. わからない				

前回の抽出要件が18歳以上。
今回も同様の対象とする場合、おのずと学生は大学生か
専門学生なので、学生=大学生と考えられる。

【項目名解説】分類:設問の種類 新規他: 前回調査項目 新規・前回調査項目に追加 修正・前回調査項目を修正 ×・前回調査項目を削除 要修正・前回調査項目を修正するが、項目案が確定していないもの

分類	新規他	項目	選択方法	設問設置理由	備考
孤独・孤立 実態把握	新規	あなたは日頃の程度、外出していますか。	○はひとつ	孤独・孤立対策事業推進のため、追加	内閣府調査から
		1. 週5日以上			
		2. 週3～4日程度			
		3. 週1～2日程度			
		4. 週1日未満			
		5. 外出しない			
	新規	最近1週間の外出の目的は何ですか。(○はいくつでも)	あてはまるもの全てに○		内閣府調査から・前項で1～3と回答した方のみ
		1. 仕事・学校			
		2. 人とのつきあい・交流			
		3. 趣味や娯楽、散歩や運動			
		4. 地域活動・ボランティア活動			
		5. 食事・買い物・日常の用事			
		6. 通院			
	7. その他				
	新規	あなたは、自分には人とのつきあいが無いと感じることがありますか。	○はひとつ		内閣府調査から
		1. 決してない			
		2. ほとんどない			
		3. 時々ある			
新規	あなたは、自分は取り残されていると感じることがありますか。	○はひとつ	内閣府調査から		
	1. 決してない				
	2. ほとんどない				
	3. 時々ある				
新規	あなたは、自分は他の人たちから孤立していると感じることがありますか。	○はひとつ	内閣府調査から		
	1. 決してない				
	2. ほとんどない				
	3. 時々ある				
新規	あなたはどの程度、孤独であると感じることがありますか。	○はひとつ	内閣府調査から		
	1. 決してない				
	2. ほとんどない				
	3. たまにある				
	4. 時々ある				
		5. しばしばある・常にある			

【項目名解説】分類:設問の種類 新規他: 前回調査項目 新規・前回調査項目に追加 修正・前回調査項目を修正 × 前回調査項目を削除 要修正・前回調査項目を修正するが、項目案が確定していないもの

分類	新規他	項目	選択方法	設問設置理由	備考
	新規	あなたは「人とのつながり」には健康・生活の安定・心の安心に良い影響があることをご存じですか？	○はひとつ	第4期地域福祉計画策定時の目標値のため。直接的な質問を行い、孤独・孤立についての理解度を的確に把握する。	計画策定時の目標値 施策 1-2-4No.3「つながる」ことの効果や重要性を知っている人の割合
		1. よく知っている			
		2. ある程度知っている			
		3. あまり知らない			
		4. 全く知らない			
地域での暮らし	要修正	現在の暮らしやすさについて、どの程度満足していますか。(1から5段階で評価)	(1から5段階で○)	満足度によって福祉施策における充実度を図る一つの指標とするため。	
		隣近所などのおつきあい			
		町会・自治会やボランティアなどの地域活動			
		地域の防犯体制			
		地域の防災体制			
		高齢者が安心して暮らせる環境			
		障害者(児)が安心して暮らせる環境			
		子どもが安心して暮らせる環境			
		健康に関する相談体制			
		病院など医療機関の対応			
		総合的な暮らしやすさ			
	要修正	あなたの生活において、次の中であてはまるものはありますか。	あてはまるもの全てに○	地域や制度、支援機関をどれだけ相談先の選択肢としているか把握するため。また、経年での変化を調査し、認知具合を把握するため。	
		1. 仕事に就いておらず、生活の見通しが立たない			
		2. 6か月以上、買い物以外で外に出かけていない			
		3. 家族の介護と育児を両方担っている			
		4. 高齢である自分が、高齢の家族を介護している			
		5. 仕事に就かない子どもがいる			
		6. 経済的に困窮している			
		7. 移動手段が限られていて、外出が難しい			
		8. 介護や育児で勉学に集中できない			
		9. その他()			
		10. あてはまるものはない			
		あなたは、日頃、隣近所とどのようなつきあい方をしていますか。	○はひとつ	第3期地域福祉計画に本設問の回答割合についての目標値が経年で設定されており、調査が必要な指標であるため。	
		1. 困った時には相談したり、助け合ったりする			
		2. 一緒にお茶を飲んだり、留守のときに声をかけあったりする			
		3. たまに立ち話をする			
		4. 会えばあいさつをかわす			
		5. つきあいはほとんどない			

【項目名解説】分類:設問の種類 新規他: 前回調査項目 新規・前回調査項目に追加 修正・前回調査項目を修正 ×・前回調査項目を削除 要修正・前回調査項目を修正するが、項目案が確定していないもの

分類	新規他	項目	選択方法	設問設置理由	備考	
		あなたは、今後、隣近所とはどのようなつきあい方を望みますか。	○はひとつ	第3期地域福祉計画に本設問の回答割合についての目標値が経年で設定されており、調査が必要な指標であるため。		
		1. 困った時には相談したり、助け合ったりする				
		2. 一緒にお茶を飲んだり、留守のときに声をかけあったりする				
		3. たまに立ち話をする				
		4. 会えばあいさつをかわす				
			5. つきあいはほとんどない			
	×		新型コロナウイルスによりあなたがもっとも強く感じる影響はどれですか。	○はひとつ	第3期地域福祉計画に本設問の回答割合についての目標値が経年で設定されており、調査が必要な指標であるため。	
			1. 失業等による生活困窮			
			2. 他人との関係の希薄化			
			3. 自粛要請等による心身への影響			
			4. その他()			
			5. 現在は特になし			
	修正		あなたは、 これからの人生毎日の暮らしの中で 、どのようなことに 悩みや不安 を感じていますか。	あてはまるもの全てに○	地域での身近な相談相手や相談機関として認知されているものを把握するため。	
			1. 自分や家族の健康に関すること			
			2. 自分や家族の老後のこと			
3. 育児・子育てに関すること						
4. 子どもの教育や将来のこと						
5. 家族の介護のこと						
6. 収入や生活費に関すること						
7. 家族間の人間関係のこと						
8. 近所付き合いに関すること						
9. 地域の治安に関すること						
10. 災害に関すること						
11. 外出や移動に関すること						
12. その他()						
13. 特になし						

【項目名解説】分類:設問の種類 新規他: 前回調査項目 新規・前回調査項目に追加 修正・前回調査項目を修正 × 前回調査項目を削除 要修正・前回調査項目を修正するが、項目案が確定していないもの

分類	新規他	項目	選択方法	設問設置理由	備考
		あなたに悩みや不安、困り事があるときには、誰に相談していますか。	あてはまるもの全てに○	地域での身近な相談相手や相談機関として認知されているものを把握するため。	
		1. 家族			
		2. 親戚			
		3. 友人・知人			
		4. 近所の人			
		5. 職場の人			
		6. 市役所			
		7. 民生委員・児童委員			
		8. 社会福祉協議会			
		9. 八王子まるごとサポートセンター			
		10. 町会・自治会の人			
		11. 高齢者あんしん相談センター			
		12. 民間の電話相談			
		13.NPO等の市民活動団体			
		14. 警察			
		15. その他()			
		16. 誰に相談すればよいのかわからない			
		17. 特に相談しようとは思わない			
	要修正	近所で悩みや不安、困り事があるなど、気になる人を見つけた時を世帯があった場合、あなたは誰に相談していますか。	あてはまるもの全てに○	地域での身近な相談相手や相談機関として認知されているものを把握するため。	
		1. 家族			
		2. 親戚			
		3. 友人・知人			
		4. 近所の人			
		5. 職場の人			
		6. 市役所			
		7. 民生委員・児童委員			
		8. 社会福祉協議会			
		9. 八王子まるごとサポートセンター			
		10. 町会・自治会の人			
		11. 高齢者あんしん相談センター			
		12. 民間の電話相談			
		13.NPO等の市民活動団体			
		14. 警察			
		15. その他()			
		16. 誰に相談すればよいのかわからない			
		17. 特に相談しようとは思わない			

【項目名解説】分類:設問の種類 新規他: 前回調査項目 新規・前回調査項目に追加 修正・前回調査項目を修正 ×・前回調査項目を削除 要修正・前回調査項目を修正するが、項目案が確定していないもの

分類	新規他	項目	選択方法	設問設置理由	備考
	×	あなたは、地域でおきる生活上の問題に対して、住民相互の協力関係が必要だと思いませんか。	○はひとつ	第3期地域福祉計画に本設問の回答割合についての目標値が経年で設定されており、調査が必要な指標であるため。	
		1. かなり必要だと思う			
		2. まあ必要だと思う			
		3. あまり必要だと思わない			
		4. ほとんど必要だと思わない			
	×	地域の人たちが協力して、取り組んで行くことが特に必要なことは、どのようなことだと思いますか。	あてはまるもの全てに○	第3期計画において「市民力」、「地域力」の向上を重要事項としており、本設問は計画の評価に関連するため。	
		1. 自治会・町内会やボランティアなどの地域活動			
		2. 地域の防犯体制づくり			
		3. 地域の防災体制づくり			
		4. 高齢になっても安心して暮らせる環境づくり			
		5. 障害があっても安心して暮らせる環境づくり			
		6. 子どもが安心して暮らせる環境づくり			
		7. 気軽に運動できたり、健康づくりに関して学習できる環境づくり			
		8. 多様な問題を抱える家族を支援する協力体制づくり			
		9. その他()			
	10. わからない				
	×	必要ないと思う理由はなんですか。	あてはまるもの全てに○		
		1. 他人とのかかわりをできるだけ持たない暮らしを求めているから			
		2. 個々の生活は一人ひとりの責任・自覚の問題であるから			
		3. 住民相互の協力関係にあまり期待していないから			
		4. 友人、知人との結びつきがあれば十分であるから			
		5. 地域の問題や課題は、行政が全面的に対応すべきであるから			
		6. その他()			
	7. わからない				

【項目名解説】分類:設問の種類 新規他: 前回調査項目 新規・前回調査項目に追加 修正・前回調査項目を修正 ×・前回調査項目を削除 要修正・前回調査項目を修正するが、項目案が確定していないもの

分類	新規他	項目	選択方法	設問設置理由	備考		
		あなたの地域で誰もが安心して暮らしていくために、必要なことは何だと思われますか。	あてはまるもの全てに○	回答者が生活する上で必要だと考えている社会資源(公的なものに限らず)を把握するため。			
		1. 地域での見守りや助け合い					
		2. ボランティア・NPO活動の充実や人材の育成					
		3. 見守りや助け合いなど 、小さい頃からの福祉教育の充実					
		4. 福祉サービスの情報提供の充実					
		5. 子育て支援の充実					
		6. 高齢者支援の充実					
		7. 障害者(児)への支援の充実	選択肢追加案				
		8. 地域医療体制の充実	・生活困窮支援の充実				
		9. 健康づくりや介護予防の充実	・孤独・孤立支援(交流の居場所づくり、社会参加支援等)				
		10. 生涯学習・生涯スポーツ、生きがいづくり・社会参加の促進	・福祉サービスのデジタル化(オンラインでのサービス提供等)				
		11. 防犯・防災体制の充実	・身寄りのない高齢者等の支援				
		12. 道路や施設のバリアフリー化の推進					
		13. 福祉サービスの質を評価するための仕組みづくり					
		14. 福祉施設の整備					
		15. その他()					
16. わからない							
地域活動への参加		あなたは、これまでに地域での活動に参加したことがありますか。	○はひとつ	第3期地域福祉計画に本設問の回答割合についての目標値が経年で設定されており、調査が必要な指標であるため。			
		1. はい					
	2. いいえ						
	修正	1で「はい」と回答された方。それはどのような団体で活動ですされましたか。	あてはまるもの全てに○				
		1. 町会・自治会					
		2. 学校、PTA、子供会等					
		3. シニアクラブ					
		4. NPO(民間非営利団体)での活動					
		5. その他任意団体()					
	6. 個人での活動						
	×		それはどのような活動ですか。		あてはまるもの全てに○	どのような活動は、計画には参加しているかどうかしが指標に設定されていないため	
			1. 福祉				
			2. 保健・医療				
			3. 学術、文化、芸術またはスポーツ				
			4. 防災・防犯				
			5. 人権擁護・平和推進				
6. 男女共同参画の促進							
7. 子どもの健全育成							
8. 消費者の保護							
9. その他()							

【項目名解説】分類:設問の種類 新規他: 前回調査項目 新規・前回調査項目に追加 修正・前回調査項目を修正 × 前回調査項目を削除 要修正・前回調査項目を修正するが、項目案が確定していないもの

分類	新規他	項目	選択方法	設問設置理由	備考
		地域での活動に参加していないのはなぜですか。	あてはまるもの全てに○	第3期地域福祉計画に本設問の回答割合についての目標値が経年で設定されており、調査が必要な指標であるため。	
		1. 興味や関心がないから			
		2. 機会がないから			
		3. 時間がないから			
		4. 自分の生活で精一杯だから			
		5. 仕事が忙しくて余裕がないから			
		6. やりたい活動がないから			
		7. 自分の趣味や余暇活動を優先したいから			
		8. 現在の活動内容に不満だから			
		9. 活動の内容や参加の方法がわからないから			
		10. その他()			
		11. 特に理由はない			
		どのような条件や内容であれば、地域活動に参加したいと思いますか。	あてはまるもの全てに○	第3期地域福祉計画に本設問の回答割合についての目標値が経年で設定されており、調査が必要な指標であるため。	
		1. 活動情報の提供がある			
		2. 身近な場所で活動できる			
		3. 自由な時間に参加できる			
		4. 事前の研修や説明会がある			
		5. 指導者やリーダーがいる			
		6. 特技や知識が活かせる			
		7. 役員や当番などがない			
		8. 身体的な負担が少ない			
		9. 精神的な負担が少ない			
		10. 経済的な負担が少ない			
		11. その他()			
		12. 特にない			
		あなたは今後、地域活動に参加したいと思いますか。	あてはまるもの全てに○	第3期地域福祉計画に本設問の回答割合についての目標値が経年で設定されており、調査が必要な指標であるため。	
		1. 積極的に参加したい			
		2. 機械があれば参加したい			
		3. あまり参加したくない			
		4. 参加したくない			
		5. 参加することができない			

【項目名解説】分類:設問の種類 新規他: 前回調査項目 新規・前回調査項目に追加 修正・前回調査項目を修正 ×・前回調査項目を削除 要修正・前回調査項目を修正するが、項目案が確定していないもの

分類	新規他	項目	選択方法	設問設置理由	備考
地域防災について		大規模災害等が発生したとき、あなたは誰を頼りにしていますか。	あてはまるもの全てに○	第3期地域福祉計画に本設問の回答割合についての目標値が経年で設定されており、調査が必要な指標であるため。	
		1. 家族			
		2. 親戚			
		3. 友人・知人			
		4. 近所の人			
		5. 職場の人			
		6. 市の相談窓口			
		7. 民生委員・児童委員			
		8. 社会福祉協議会			
		9. ボランティア			
		10. かかりつけ医			
		11. 警察			
		12. その他()			
		13. いない			
14. 必要ない					
地域防災について		あなたは災害時の避難場所が決まっていますか。	あてはまるもの全てに○	第3期地域福祉計画に本設問の回答割合についての目標値が経年で設定されており、調査が必要な指標であるため。	
		1. 決まっている			
	2. 決まっていない				
		あなたは災害時の行動について計画を立てていますか。	あてはまるもの全てに○	第3期地域福祉計画に本設問の回答割合についての目標値が経年で設定されており、調査が必要な指標であるため。	
		1. 立てている			
	2. 立てていない				
	あなたは緊急時に支援が必要な近所の人を知っていますか。	あてはまるもの全てに○	第3期地域福祉計画に本設問の回答割合についての目標値が経年で設定されており、調査が必要な指標であるため。		
	1. 知っている				
2. 知らない					
市の福祉施策・制度など	要修正	あなたは、次に挙げるような福祉にかかわる制度や言葉の中で、どれを知っていますか。	あてはまるものすべてに○	第3期地域福祉計画に本設問の回答割合についての目標値が経年で設定されており、調査が必要な指標であるため。	
		1. 八王子まるごとサポートセンター			
		2. 社会福祉協議会	選択肢追加案		
		3. ボランティアセンター	・子ども家庭センター		
		4. 高齢者あんしん相談センター	・地域生活支援センター(障害)		
		5. 民生委員・児童委員	・若者総合相談センター		
		6. 成年後見制度	・子ども・若者育成支援センター		
		7. 地域福祉権利擁護事業			
		8. 市民後見人			
		9. ういずサービス(有償家事援助サービス)			
		10. 福祉避難所			
		11. 受験生チャレンジ支援貸付事業			
		12. 住居確保給付金			
		13. 生活福祉資金			
14. 生活困窮者自立支援制度					

【項目名解説】分類:設問の種類 新規他: 前回調査項目 新規・前回調査項目に追加 修正・前回調査項目を修正 ×・前回調査項目を削除 要修正・前回調査項目を修正するが、項目案が確定していないもの

分類	新規他	項目	選択方法	設問設置理由	備考		
	新規	あなたは「八王子市第4期地域福祉計画」を知っていますか。	○はひとつ	第4期地域福祉計画策定時の目標値のため。	計画策定時の目標値施策 2-1-3No.2大学生等の地域福祉		
		1.内容をよく知っている			計画の認知度		
		2.ある程度知っている			職業を聞く欄に大学生の項目を入れればクロス集計で把握できるため、ここは全員に知っているかを聞く		
		3.名前は聞いたことがある					
			4.知らない				
			あなたにとって、福祉サービスや制度の仕組みはわかりやすいですか。	○はひとつ	第3期地域福祉計画に本設問の回答割合についての目標値が経年で設定されており、調査が必要な指標であるため。講習会や説明会の実施や希望する形で福祉の情報を得ることで、サービスや制度の理解が進むと考えられることから、一体的に設問を設置する。		
			1.かなりわかりやすい				
			2.まあわかりやすい				
			3.ややわかりにくい				
			4.かなりわかりにくい				
	5.どちらともいえない						
			あなたは、今後福祉に関する講習や説明会などに参加したいと思いますか。	○はひとつ			
			1.参加したい				
			2.都合があれば参加したい				
			3.参加したいと思わない				
			4.わからない				
	新規		上の設問で「1.参加したい」「2.都合があれば参加したい」と回答した方にお聞きします。どのような内容のものに参加したいと思いますか。	あてはまるものすべてに○			
			1.ボランティア活動や●●など、地域活動への参加に関するもの				
			2.地域の居場所づくりに関するもの				
			3.高齢者支援に関するもの				
4.障害者支援に関するもの							
5.子ども・若者支援に関するもの							
6.生活困窮自立支援制度に関するもの							
7.健康づくりに関するもの							
8.その他()							
修正		あなたは、福祉の情報をどのように得たいと思いますか。	あてはまるものすべてに○	第3期地域福祉計画に本設問の回答割合についての目標値が経年で設定されており、調査が必要な指標であるため。			
		1.市の広報					
		2.市のホームページ					
		3.社会福祉協議会だより					
		4.新聞やテレビ、ラジオ					
		5.回覧板					
		6.X(エックス)、Facebook、LINEなど					
		7.市などのメールマガジン					
		8.直接訪問してほしい					
		9.その他()					
10.わからない							

【項目名解説】分類:設問の種類 新規他: 前回調査項目 新規・前回調査項目に追加 修正・前回調査項目を修正 × 前回調査項目を削除 要修正・前回調査項目を修正するが、項目案が確定していないもの

分類	新規他	項目	選択方法	設問設置理由	備考
生活困窮者自立支援方策	×	本市の地域福祉を充実させていくうえで、行政と住民の関係についてあなたの考えに近いものを選んでください。	○はひとつ	/	主観的な設問であるため。
		1. まず家庭や地域で助け合い、できない場合に行政が援助すべきである			
		2. 行政も住民も協力し合い、ともに取り組むべきである			
		3. 行政が積極的に支援し、不足する部分を住民で助け合うべきである			
		4. これらを実施する責任は行政にあるので、住民は特に協力することはない			
		5. その他()			
	6. わからない				
	×	あなたは今後、八王子まるごとサポートセンター(5頁参照)を利用したいと思いますか。利用したことがある人も、これからの利用意向を教えてください。	○はひとつ	/	主観的な設問であるため。
		1. 利用したい			
		2. 利用したいと思わない			
			生活にお困りの方への相談窓口を市役所本庁舎の福祉部生活自立支援課に設置していますが、ご存じでしたか。	○はひとつ	第3期地域福祉計画に本設問の回答割合についての目標値が経年で設定されており、調査が必要な指標であるため。
			1. 知っていて、利用したことがあるもしくは人に勧めたことがある		
2. 知っているが、利用したことはない					
3. 知らなかった					
		4. 知らなかったが、利用してみたい			
			八王子市の生活困窮者自立支援制度では、生活困窮者に対して、次のような取組を実施していますが、生活困窮者に対する取組として重要だと思うものはなんですか。	あてはまるものすべてに○	第3期地域福祉計画に本設問の回答割合についての目標値が経年で設定されており、調査が必要な指標であるため。 生活困窮者自立支援方策における、市民ニーズを把握するため。
			1. 住居の確保のための家賃額を有期で支給		
			2. 生活の安定(社会的・経済的自立)のための就労支援		
3. 一般就労に向けた基礎能力を習得する就労準備支援					
4. 家計を立て直すためのアドバイス(計画)					
5. 世帯の子どもの学習面・生活面の支援					
6. その他()					

第4期 八王子市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会

委員名簿

(任期:令和6年(2024年)4月～令和9年(2027年)3月)
令和7年(2025年)4月1日現在

氏名	ふりがな	所属
石井 修一	いしい しゅういち	八王子市町会自治会連合会
上村 晃一	かみむら こういち	市民委員(市内在住で15歳以上)
黒岩 亮子	くろいわ りょうこ	学校法人 日本女子大学
齋藤 健	さいとう たけし	特定非営利活動法人 八王子市民活動協議会
島崎 誠	しまざき まこと	八王子市民生委員児童委員協議会
下島 宏文	しもじま ひろふみ	市民委員(市内で企業を経営)
西田 佳子	にしだ よしこ	社会福祉法人 八王子市社会福祉協議会
丸山 颯姫	まるやま さつき	市民委員(市内の大学等に在学中)
室田 信一	むろた しんいち	公立大学法人 東京都立大学
山下 晋矢	やました しんや	一般社団法人 八王子市医師会

<市職員>

氏名	ふりがな	所属
菅野 匡彦	かんの まさひこ	福祉部長
小池 明子	こいけ あきこ	生活福祉担当部長
元木 博	もとぎ ひろし	福祉政策課長
白石 利和	しらいし としかず	高齢者いきいき課長
櫻田 ひかり	さくらだ ひかり	障害者福祉課長
小俣 英一	おまた ひでかず	生活自立支援課長
中山 あずさ	なかやま あずさ	健康医療政策課長
志村 慶太	しむら けいた	健康づくり推進課長
原 清	はら きよし	子どものしあわせ課長